

茨城県保健医療部

災害対策マニュアル

令和5年7月

茨城県保健医療部

履 歴

第1版 2023年（令和5年）07月

目 次

第1章	総論	7
第1節	作成の目的	7
第2節	基本的考え方	7
第2章	組織と招集体制	8
第1節	県保健医療部の災害対策組織	8
1	県災害対策本部保健医療部の活動班の編制	8
2	保健所現地対策班の設置	9
3	保健医療部現地対策本部の設置	10
4	保健医療福祉活動に関する調整組織の設置	12
第2節	県保健医療部職員の招集体制	13
1	動員配備基準（県災害対策本部非設置）	13
2	動員配備基準（県災害対策本部設置）	15
3	動員配備体制の決定	16
4	動員伝達系統	16
5	勤務時間外の参集	16
6	緊急連絡網の整備	16
第3節	活動体制及び業務分担	17
第3章	災害時及び平時の各業務の手順	20
第1節	活動体制の確保	20
	【災害時】	20
1	職員の安否確認【共通】	20
2	職員の参集【共通】	20
3	建物・設備等の被害状況の確認【共通】	21
4	災害対策用車両の緊急通行車両指定申請【共通】	21
5	災害対策用車両の給油【共通】	22
6	災害対策業務に必要な物資、対策員の食糧等の確保【共通】	22
	【平時】	23
1	緊急連絡網の作成【共通】	23
2	災害対策員名簿の作成【共通】	23
3	災害対策業務に必要な物資、対策員の食糧等の確保【共通】	23
4	災害対策用車両の指定等【共通】	24
第2節	被害情報収集等	25
	【災害時】	25
1	医療機関の被害状況等調査【保健政策課、各保健所】	25
2	避難行動要支援者安否確認【健康推進課、各保健所】	27
3	避難所・救護所情報の収集【保健政策課、各保健所】	28
4	医薬品等製造所、医薬品卸売販売業者、薬局及び茨城県赤十字血液センターの被害状況調査【薬務課、各保健所】	28

5	毒物劇物営業者等の被害状況調査【薬務課、各保健所】	29
【平時】		29
1	医療機関等のリスト作成等【保健政策課、各保健所】	29
2	避難行動要支援者安否確認に係る体制の整備【健康推進課、各保健所】	30
3	避難所・救護所情報の収集体制の整備【保健政策課、各保健所】	30
4	医薬品等製造所、医薬品卸売販売業者、薬局及び茨城県赤十字血液センターの被害状況把握に係る体制の整備【薬務課、各保健所】	31
5	毒物劇物営業者等の被害状況把握に係る体制の整備【薬務課、各保健所】	31
第3節	情報の共有・公表	32
【災害時】		32
1	関係機関への情報提供【各課、各出先機関】	32
2	情報の共有、公表・マスコミ対応【企画担当】	32
【平時】		32
1	関係機関との情報共有等【共通】	32
第4節	応急医療	34
【災害時】		34
1	災害医療コーディネーター、災害時小児・周産期リエゾン等への出務要請【保健政策課、各保健所】	34
2	DMA Tの派遣調整及び入院患者の後方医療機関への搬送支援【保健政策課】	35
3	医療救護所の設置【保健政策課、各保健所】	37
4	医師会等医療関係団体との調整及び医療救護チームの派遣【保健政策課、各保健所】	39
5	医薬品、医療機器等の確保及び供給【薬務課、各保健所】	40
【平時】		41
1	災害医療コーディネーター、災害時小児・周産期リエゾン、統括D H E A Tの養成【保健政策課】	41
2	DMA T派遣調整に係る体制の整備【保健政策課】	41
3	医療救護所設置に係る体制の整備【保健政策課、各保健所】	41
4	医師会等医療関係団体との協力体制の確認等【保健政策課、各保健所】	42
5	医薬品、医療機器等の確保及び供給並びに薬剤師の派遣調整体制の整備【薬務課】	42
第5節	医療の確保	43
【災害時】		43
1	災害時の医療機能の確保【保健政策課、各保健所】	43
2	医療機関に対する非常用発電機等の燃料確保支援【保健政策課、各保健所】	43
3	透析療法等特に留意すべき医療の確保【保健政策課、健康推進課、薬務課、各保健所】	44
4	入院患者の転院調整【保健政策課】	46

【平時】	47
1 災害時の医療機能確保体制の整備【保健政策課、各保健所】	47
2 医療機関に対する非常用発電機等の燃料確保支援体制の整備【保健政策課、各保健所】	48
3 透析療法等特に留意すべき医療の確保体制の整備【保健政策課、健康推進課、薬務課、各保健所】	48
4 入院患者の転院調整【保健政策課】	49
第6節 避難生活の確保、避難者の健康管理	50
【災害時】	50
1 避難者の健康管理、避難所の衛生指導【健康推進課、感染症対策課、各保健所】	50
避難所の栄養管理体制に係る指導・助言	54
2 【健康推進課、各保健所】	54
3 避難所の食品衛生指導【生活衛生課、各保健所】	55
4 避難者のこころのケア【各保健所】	55
5 リハビリテーション専門職の派遣調整【健康推進課】	56
6 相談窓口の設置【保健政策課、健康推進課、感染症対策課、生活衛生課、各保健所】	57
7 職員等の健康管理【共通】	58
【平時】	59
1 避難者の健康管理、避難所の衛生指導體制の整備【健康推進課、感染症対策課、各保健所】	59
2 避難所の食品衛生指導體制の整備【生活衛生課、各保健所】	60
3 避難者のこころのケア体制の整備【各保健所】	60
4 リハビリテーション専門職の派遣調整体制の整備【健康推進課】	60
.....	61
5 相談体制の整備【保健政策課、健康推進課、感染症対策課、生活衛生課、各保健所】	61
第7節 ボランティア活動の調整等	62
【災害時】	62
1 医療ボランティアの受入及び派遣【保健政策課、医療人材課 各保健所】	62
【平時】	65
1 医療ボランティアの受入・派遣体制の整備【保健政策課】	65
第8節 防疫	66
【災害時】	66
1 感染症対策【感染症対策課、各保健所、衛生研究所】	66
2 食中毒対策【生活衛生課、各保健所、衛生研究所】	68
3 衛生害虫の駆除【生活衛生課、各保健所】	68
4 飲料水の安全確保【県民生活環境部水政課、各保健所】	69
【平時】	70

1	感染症対策体制の整備【感染症対策課、各保健所、衛生研究所】	70
2	食中毒対策体制の整備【生活衛生課、各保健所、衛生研究所】	71
3	衛生害虫の駆除体制の整備【生活衛生課】	71
4	飲料水の安全確保体制の整備【県民生活環境部水政課】	72
第9節	遺体の処理	73
	【災害時】	73
1	検案【保健政策課、各保健所】	73
2	遺体の洗浄・縫合・消毒【保健政策課、各保健所】	73
3	火葬【生活衛生課】	74
	【平時】	74
1	検案体制の整備【保健政策課】	74
2	遺体の洗浄・縫合・消毒体制の整備【保健政策課】	74
3	火葬体制の整備【生活衛生課】	74
第10節	被災動物対策	75
	【災害時】	75
1	被災動物対策【生活衛生課、動物指導センター】	75
	【平時】	76
1	被災動物対策体制の整備【生活衛生課、動物指導センター】	76
第4章	平時における備え及び防災訓練の実施等	77
第1節	平時における備え及び防災訓練の実施等	77
1	平時における備えの実施【共通】	77
2	総合防災訓練への参加【共通】	77
3	図上訓練の実施【保健政策課】	77
4	災害対策マニュアルの見直し【保健政策課】	77

< 付 録 >

関係団体等連絡先

災害拠点病院・DMATを有する病院

各様式

第 1 章 総論

第 1 節 作成の目的

本マニュアルは、大地震や風水害等の自然災害が発生した際の、県地域防災計画に示された保健医療部の役割等について、各職員が、市町村、医療機関・福祉施設、県医師会・県社会福祉協議会等関係団体、日本赤十字社茨城県支部等と協力して実施する応急対策活動を円滑に行えるよう、具体的な手順を定め、保健医療福祉関係者の災害時における応急対策活動を支援することを目的とする。

なお、原子力災害時の対応については、県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しに併せて改正の検討を進めることとする。

第 2 節 基本的考え方

本マニュアルは、発災後 72 時間以内における初動期の活動を中心に、県保健医療部職員が迅速かつ適切な対応がとれるよう、県保健医療部職員の招集・活動体制、災害時に必要とする業務の詳細な手順等を記述してある。

この作成にあたっては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災における諸々の反省を踏まえ、効率的に業務執行ができるよう、従前の活動体制を大幅に見直し、本庁各課及び保健所等出先機関において対応すべき事項について明確にするとともに、災害時における迅速かつ的確な対応を図るために平時から備えるべき事項について追加した。

また、職員が円滑に応急対策活動を行えるよう、地域防災計画で定めた、「いつ、どこで、何を」に加え「どのように行うか」を詳しく記述した。

さらに、平成 27 年関東・東北豪雨災害や令和元年東日本台風に対する対応、反省等のほか、国からの各種通知、保健医療部の組織改正等を踏まえた改正を随時行っていく。

なお、市町村、医療機関、福祉関係施設並びに県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会などの関係団体等と綿密に連携することにより、適確な活動が実現するものであり、各機関においても各々が災害時の活動マニュアルを定めることによって、より強固な災害対策体制の構築が期待されるものである。

第2章 組織と招集体制

第1節 県保健医療部の災害対策組織

1 県災害対策本部保健医療部の活動班の編制

県地域防災計画に基づき県災害対策本部が設置されたときは、部長をトップとする災害対策本部保健医療本部を設置し、適宜、保健医療福祉調整連絡会議を開催し、保健医療部と福祉部が連携して災害対策を講じる。本庁各課長は本章第3節に規定する業務分担に従い活動班を編制し、班員を指揮する。

防災監（次長兼医療局長）は、随時、各活動班の業務を調整し、円滑に応急対策活動が展開できるよう指示をする。

さらに、大規模な人的被害等が発生した場合、部長は、茨城県災害医療コーディネーター（以下「県コーディネーター」という。）に医療救護活動に係る助言・調整等を要請する。

また、部長は、県内の保健所の相互支援では保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）の応援要請を検討する。

なお、県庁が被災し、災害対策本部保健医療本部を県庁内に設置することが困難であると部長が判断した場合には、被災していない最寄りの保健所内に設置するものとする。

ただし、部長が不在かつ連絡不能の場合は、防災監が順次判断をする。

■災害対策本部保健医療部会議

① 組織及び協議事項

災害対策本部保健医療部会議（以下「会議」という。）は、部長、防災監、各活動班の責任者をもって組織し、災害対策に関する重要な事項について協議し、情報を共有する。

会議の庶務は、保健政策班が担当し、各活動班の責任者は、災害情報、被災状況及び災害対応の状況、その他必要な事項について、随時会議に報告する。

また、県災害対策本部と県災害対策本部保健医療部の情報共有、連絡調整を行うための連絡調整員を配置する。

なお、会議は、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、県災害対策本部保健医療本部における業務を補助するための人的支援等を求めるものとする。

② 招集

部長が必要な都度招集する。

2 保健所現地対策班の設置

県災害対策本部が設置されたときは、部長は、各保健所長に対し、管轄する地域の被害状況に応じ県保健所現地対策班を設置するよう指示する。

また、部長は、管轄する地域に被害が少なく保健所現地対策班の設置を必要としない保健所に対しては、現地対策班を設置した保健所長の要請に基づき応援職員または県職員によるDHEATを派遣するよう指示する。

ただし、部長が不在かつ連絡不能の場合は、防災監が順次指示を代行する。

なお、保健所長から、被害が甚大で、更なる応援職員派遣の要請があった場合は、災害対策本部保健医療本部からの職員の派遣またはDHEATの派遣要請を検討する。

応援職員又はDHEATの派遣調整については、保健政策課が行う。

保健政策課は、応援職員の派遣が決定した場合には、派遣職員の氏名、所属・役職、職種を、DHEATの応援派遣が決定した場合には、その構成員の氏名、所属・役職、職種及びDHEAT 養成研修等の受講歴等を記載したDHEAT応援派遣計画等を作成するものとする。

派遣されたDHEATは、医療対策及び避難所等における保健衛生対策、生活環境衛生対策等の災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能が円滑に実施されるよう保健所等を応援する。

また、DHEATは、応援派遣された保健所等の指揮のもと、保健所等の職員とともに活動し、独自の班単位では活動しないものとする。

会議は、県内の職員での対応が困難と判断した場合にあっては、平成30年3月20日厚生労働省健康局健康課長通知「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」に基づき、DHEATの応援派遣・調整を厚生労働省に依頼するよう指示する。

各保健所現地対策班は、保健所長の指揮のもとに本章第3節に規定する業務を担当する。

また、災害直後においては、人命の救助が最優先であり、発災直後の初動・緊急対応において、県災害対策本部保健医療本部の指示がないか、指示を仰ぐ時間的余裕がないときは、現地対策班の責任者である保健所長の判断で行動するものとする。

保健所は、被害状況、保健医療ニーズ等について、関係機関との緊密な情報連携を図り、情報連携の手段としては、「災害時における医療体制の充実強化について」

(平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知)に基づき、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会等の医療関係者、医療救護班チーム等が定期的に情報交換することを目的として、保健所により設置される地域災害医療対策会議等による。

さらに、保健所現地対策班を設置した場合、保健所長は、地域災害医療コーディネーター（以下「地域コーディネーター」という。）に医療救護活動に係る助言・調整等を要請する。

3 保健医療部現地対策本部の設置

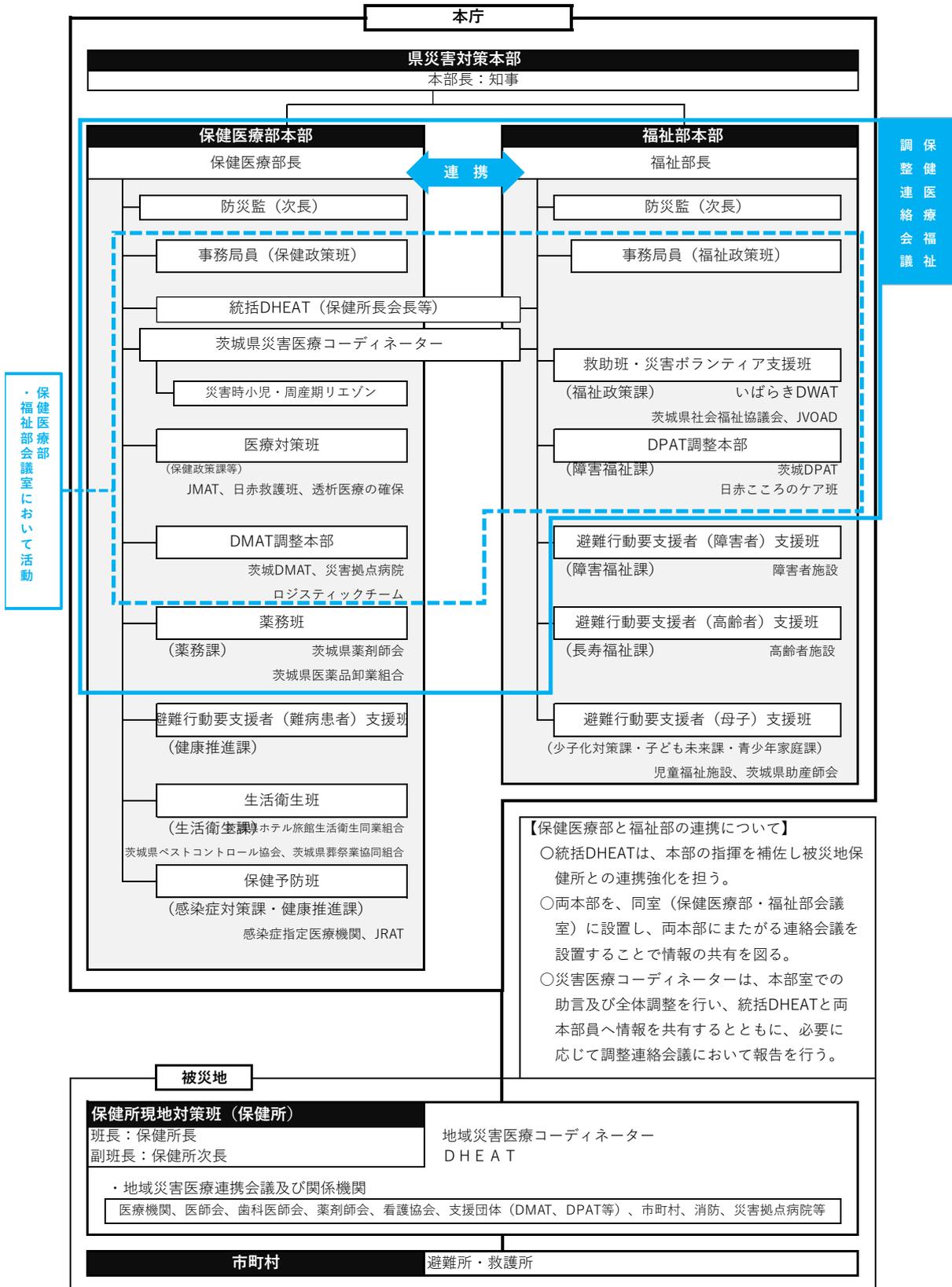
災害が局地的であり、かつ特定の地域に著しい被害が生じた場合であって、茨城県災害対策本部条例第4条に基づき、県現地災害対策本部が設置されたときは、県現地災害対策本部内に保健医療部現地対策本部を設置し、県災害対策本部保健医療部から必要人員を派遣し、県災害対策本部保健医療部及び県現地対策本部との調整、現地における指揮等にあたる。

防災・危機管理課：現地災害対策本部マニュアルより（抜粋）

現地災害対策本部の設置候補場所については、次のとおり。

- ① 被災自治体と協議の上、被災自治体が設置する災害対策本部と同一の庁舎内又は直近の被災自治体施設内（避難所を除く。）
- ② ①の設置が困難な場合には、同一自治体内に所在する県有施設（避難所を除く。）
- ③ ①及び②の設置が困難な場合には、民間施設の借上げを検討

【組織図】



4 保健医療福祉活動に関する調整組織の設置

保健医療福祉活動の調整を行うため、保健医療福祉調整連絡会議のほか、各組織を設置する。

名称	設置・出務場所	業務内容
保健医療福祉調整連絡会議	保健医療部・福祉部会議室	保健医療福祉活動全体の調整
保健政策班	保健医療部・福祉部会議室	庶務業務、メディア広報対応、県災害医療コーディネーター・小児周産期リエゾン・統括DHEAT出務要請等
茨城県災害医療コーディネーター	保健医療部・福祉部会議室	全県的な保健医療活動・資源の調整に係る助言
災害時小児周産期リエゾン	保健医療部・福祉部会議室	小児・周産期医療の総合調整
統括DHEAT	保健医療部・福祉部会議室	保健医療福祉活動の調整機能強化並びに被災保健所等との連携強化
医療対策班	保健医療部・福祉部会議室	日赤救護班、JMAT等の医療活動チームの受入・配置調整等
茨城県DMAT調整本部	保健医療部・福祉部会議室 (必要に応じて災害対策本部内に連絡員を配置する)	DMATの受入・配置調整、医療機関支援、医療搬送調整、それらに必要な情報収集
保健予防班	感染症対策課執務室 健康推進課執務室	避難所・施設等の防疫・感染症対策の実施及び避難者の健康管理、保健師の派遣調整
薬務班	薬務課執務室	医薬品の供給及び薬剤師の受入・配置調整
避難行動要支援者（難病患者等）支援班	健康推進課執務室	避難行動要支援者（難病患者等）の安否確認
生活衛生班	生活衛生課執務室	避難所の食品衛生指導、火葬の応援要請等
保健所現地対策班	被災地の保健所	地域内の保健医療福祉活動・資源の調整
地域災害医療コーディネーター	被災地の保健所	地域内の保健医療福祉活動・資源の調整に係る助言

第2節 県保健医療部職員の招集体制

1 動員配備基準（県災害対策本部非設置）

(1) 地震災害の配備体制

体制区分	基準	配備人員
連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ○県内の2以上の市町村で震度4を記録したとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 	保健政策課員1人
事前配備1	<ul style="list-style-type: none"> ○県内で震度5弱を観測したとき又は茨城県に津波注意報が発表されたとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 	保健政策課員1人
事前配備2	<ul style="list-style-type: none"> ○県内で震度5強を記録したとき又は茨城県に津波警報が発表されたとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ○北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。 	保健政策課員4人、 医療政策課員2人、 医療人材課員1人、 健康推進課員1人、 感染症対策課員1人、 薬務課員1人 ----- 各保健所 1人

(2) 風水害等の配備体制

体制区分	基準	配備人員
連絡体制	○大雨、洪水、暴風、高潮、暴風雪、大雪警報のいずれかが県下に発表されたとき。	保健政策課員 1 人
事前配備 1	○連絡配備の体制をとった場合であって被害が発生し、若しくは発生が予想される時又は大雨特別警報が隣接県の県下に発表され、かつ、本県へ及ぼす影響が高いと防災・危機管理部長が認めたとき。	保健政策課員 1 人
事前配備 2	○事前配備 1 の体制をとった場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想される時又はその他の状況により防災・危機管理部長が必要と認めたとき。 ○大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪特別警報のいずれかが県下に発表されたとき。	保健政策課員 2 人、 医療政策課員 2 人、 医療人材課員 1 人、 健康推進課員 1 人、 感染症対策課員 1 人、 薬務課員 1 人 ----- 各保健所 1 人

(3) その他

体制区分	基準	配備人員
臨時	○上記(1)、(2)に該当しない防災・危機管理課からの連絡による。 例：竜巻等の局地的な自然災害など	保健政策課員 1 人 ----- 被災地内保健所 1 人

※ 配備人数は、「茨城県災害対策本部条例施行規則」及び「茨城県地域防災計画」に準じ、保健医療部独自の配備とした。

※ 連絡体制：防災・危機管理課との連絡調整等のため配備。

2 動員配備基準（県災害対策本部設置）

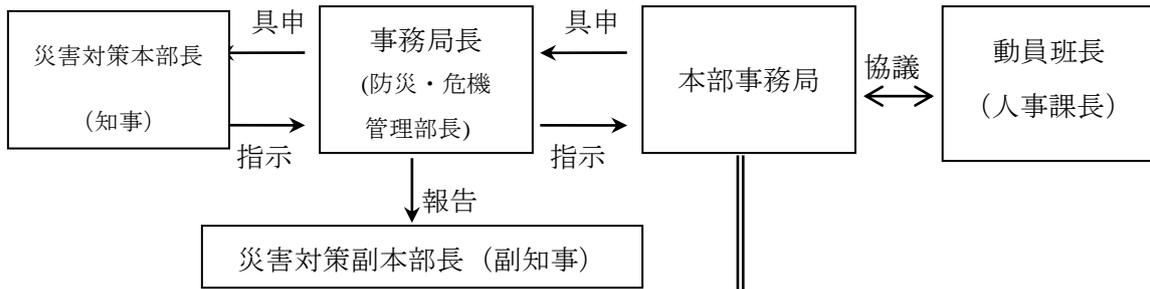
(1) 地震災害の配備体制

体制区分	基準	配備人員
第1次配備	○地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は茨城県に津波警報が発表された場合であって本部長が必要と認めたとき。	地震災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の1/5)
第2次配備	○県内で震度6弱以上を観測したとき又は茨城県に大津波警報が発表されたとき。	人員を大幅に増員し、地震応急対策が円滑に行える体制 (職員の1/3)
第3次配備	○地震により大規模な災害が発生したとき、又は茨城県に大津波警報が発表され、大規模な災害が発生したとき。	大規模な地震災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (職員の1/2)

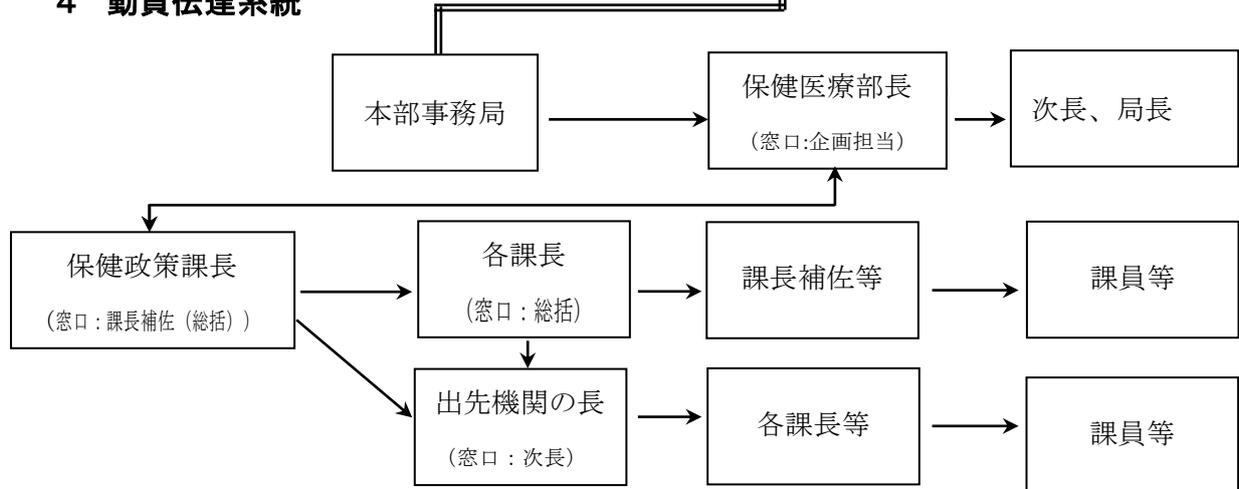
(2) 風水害等の配備体制

体制区分	基準	配備人員
第1次配備	○大規模な災害が発生するおそれがあるとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の1/5)
第2次配備	○局地的災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の1/3)
第3次配備	○県内全域にわたって大規模な災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (職員の1/2)

3 動員配備体制の決定



4 動員伝達系統



5 勤務時間外の参集

(1) 地震災害

① 震度5強以上の強い揺れを感じた(知った)場合	→ 職員は自ら状況把握に努めるとともに、自主登庁する。
② 震度6弱以上の激しい揺れを感じた(知った)場合	→ 職員は直ちに義務登庁する。

(2) 風水害

① 大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかが県下に発表されたとき	→ 職員は自ら状況把握に努める。
② 大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかが県下に発表され、相当の災害が発生したとき	→ 職員は自ら状況把握に努めるとともに、自主登庁する。

6 緊急連絡網の整備

県災害対策本部設置時、非設置時の部内の緊急連絡網を整備し、各課、各出先機関で共有するとともに、各職員は緊急時に円滑に連絡が出来るように備えておく。

なお、連絡の途絶を防止するため、各課、各出先機関の送受信担当者双方に第2順位、第3順位の職員を設定する。

第3節 活動体制及び業務分担

○防災監

部内の総合調整、活動の指示

活動班 ◎班長	担当課、所	ページ	主な業務内容
(部内共通事項)	共通	2 0	職員の安否確認
		2 0	職員の参集
		2 1	建物・設備等の被害状況の確認
		2 1	災害対策用車両の緊急通行車両指定申請
		2 2	災害対策用車両の給油
		2 2	災害対策業務に必要な物資、対策員の食糧等の確保
		3 2	関係機関への情報提供
		5 8	職員等の健康管理
保健政策班 ◎保健政策課長	保健政策課	8	災害対策本部保健医療部会議の庶務
	保健政策課	8	応援職員の派遣調整
	保健政策課	1 0	保健医療部現地対策本部の設置
	保健政策課	2 2	災害対策業務に必要な物資、対策員の食糧等の確保（とりまとめ）
	保健政策課	3 2	医療機関の被災状況等のホームページ公開
	保健政策課、各課	3 2	情報共有、公表・マスコミ
	保政、保健所	3 4	県災害医療コーディネーター等の出務要請
	保政、保健所	3 4	災害時小児周産期リエゾンの出務要請
保政、保健所	3 4	D H E A T派遣の調整	

医療対策班 ◎保健政策課長	医療政策課	2 5	E M I Sによる医療機関被害状況等調査
	保健政策課	2 8	避難所・救護所情報の収集
	保政、保健所	3 7	医療救護所の設置
	保政、保健所	3 9	医師会等医療関係団体との調整及び医療救護チームの派遣
	保政、健推、薬務 生衛、保健所	4 3	災害時の医療機能の確保
	保政、保健所	4 3	医療機関に対する非常用発電機等の燃料確保支援
	健推、薬務、保健所	4 4	透析医療の確保
	薬務、保健所	4 5	在宅人工呼吸器装着難病等患者等の搬送支援
	保政、健推、感対	5 7	相談窓口の設置（保健医療）
	保政、医人、保健所	6 2	医療ボランティアの受入及び派遣
	保政	7 3	検案の要請
	保政	7 3	遺体の洗浄・縫合・消毒依頼
DMAT 調整本部	保政、保健所	2 5	医療機関の被害状況等調査
	保健政策課	3 5	DMAT 調整本部の設置・運営
	保健政策課	4 6	周産期医療受入状況確認、患者移送支援
	保健政策課	4 6	入院患者の転院調整
保健予防班 ◎感染症対策課長	感染症対策課	5 0	避難者の健康管理、避難所の衛生指導
	健康推進課	5 2	保健師派遣の調整
		5 6	リハビリテーション専門職の派遣調整
		6 6	感染症対策
薬務班 ◎薬務課長	薬務課	2 8	医薬品等製造所、医薬品卸売販売業者、薬局及び茨城県赤十字血液センターの被害状況調査
		2 9	毒物劇物営業者等の被害状況調査
		4 0	医薬品・医療機器等の確保及び供給
		4 4	透析液等の供給
		4 5	薬剤師の派遣調整
避難行動要支援者 (難病患者等) 支援班 ◎健康推進課長	健康推進課	2 7	避難行動要支援者（難病患者等、小児慢性特定疾病児童等）の安否確認

生活衛生班 ◎生活衛生課長	生活衛生課	5 2	避難所生活困難者宿泊施設の要請
		5 5	避難所の食品衛生指導
		5 7	相談窓口の設置（衛生）
		6 8	食中毒対策
		6 8	衛生害虫の駆除
		7 4	火葬の応援要請
		7 5	被災動物対策
保健所現地対策班 ◎保健所長	各保健所	3 4	地域災害医療コーディネーター出務要請
		2 6	医療機関の被害状況等調査
		2 7	避難行動要支援者（難病患者等、小児慢性特定疾病児童等）の安否確認
		2 8	避難所・救護所情報の収集
		2 9	薬局の被害状況調査
		2 9	毒物劇物営業者等の被害状況調査
		3 7	医療救護所の設置
		4 0	医療救護チームの指揮・調整、情報共有
		4 0	医薬品等供給の要請対応
		4 3	災害時の医療機能の確保
		4 5	透析医療等の確保
		4 6	在宅人工呼吸器装着難病患者の安否確認
		5 0	避難者の健康管理・衛生指導、情報共有、整理分析、保健師チームの指揮調整
		5 4	避難所の栄養管理体制に係る指導・助言
		5 5	避難所の食品衛生指導
		5 5	避難者のこころのケア
		5 7	相談窓口の設置（保健医療、衛生）
		5 7	こころの健康相談窓口の開設
		6 2	医療ボランティアの受入及び派遣
		6 7	感染症対策
		6 8	食中毒対策
		6 8	衛生害虫の駆除
		7 3	検案の要請
7 3	遺体の洗浄・縫合・消毒の依頼		
(政策企画部)	水政課【参考】	6 9	飲料水の安全確保
	衛生研究所	6 7	感染症対策
		6 8	食中毒対策
	動物指導センター	7 5	被災動物対策
	医療大学		災害時の医療支援

第3章 災害時及び平時の各業務の手順

本マニュアルは、概ね72時間以内の応急対策活動を中心に記載しているが、時間の経過により業務内容は刻々と変化していくことから、活動の目安として「災害時の対応」に以下のように併記した。

- 初動対応（発災直後）
- 緊急対応（概ね発災直後～1日）
- 応急対応（概ね発災後1日～）

第1節 活動体制の確保

【災害時】

1 職員の安否確認【共通】

初動対応

- (1) 勤務時間中に災害が発生した場合は、所属長は、避難場所において各職員の安否確認を行う。
- (2) 出張中又は勤務時間外に災害が発生した場合は、職員からの安否報告により確認する。

2 職員の参集【共通】

初動対応

- (1) 勤務時間中に災害が発生した場合、災害時の動員職員として指定された者は、動員命令があったとき又は庁内放送その他により県災害対策本部が設置され非常体制が敷かれたことを知ったときは、速やかに職場において各所属長の指示のもと災害対策業務に就く。
- (2) 勤務時間外に災害が発生した場合は、災害時の動員職員として指定された者は、緊急連絡による動員命令を待たずに第2章第2節5勤務時間外の参集の規定に基づき職場に参集し、各所属長の指示のもと災害対策業務に就く。
- (3) 参集にあたっては、活動しやすい服装（トレーニングウェア、作業服、運動靴等）で、身分証明書、食糧、飲料水、雨衣（防寒衣）、ラジオ、懐中電灯等を持参するとともに、自宅付近や通勤途上での火災の発生状況や建築物の被害状況などの把握に努めるものとする。
- (4) 各課、各出先機関の長は、(1)・(2)の職員の参集状況を確認し、各出先機関は本庁所管課へ報告し、本庁各課は、出先機関分も含め取りまとめ、保健政策課へ報告する（様式1-2号）。なお、出張等による不在、勤務時間外に災害が発生した場合における交通途絶などの理由により速やかな参集ができない者がある場合には、交代要員を動員する。

- (5) 各課、各出先機関の長は、所属職員の通勤（帰宅）の可否を把握し、所属課所への通勤が困難と認められる者で最寄りに通勤可能な保健医療部の機関がある場合は、その者に対し所属課所への通勤が可能となるまでの間、当該機関での災害対策業務に従事することを命じることができる。
- (6) (5)により所属課所以外の機関に参集した職員は、当該機関の長の指示を受け行動する。この場合、当該機関の長は、参集した職員の職氏名及び勤務状況等について所属長あて連絡する。
- (7) 災害対応が昼夜を通して長期に及ぶと見込まれる場合は、災害対策業務は全職員体制で取り組むものとし、各課、各出先機関の長は、(5)の職員を含め勤務可能なすべての職員を対象に災害対応業務の勤務シフトを作成する。
- (8) 勤務シフトの作成にあたっては、連続勤務の限度の目安を15.5時間（7.75時間×2）とする。

3 建物・設備等の被害状況の確認【共通】

緊急対応

各課、各出先機関は建物・設備等の被害状況（損傷の程度、使用の可否）を確認し、本庁各課にあつては保健政策課へ、各出先機関にあつては本庁所管課へ報告する（様式1-2号）。

4 災害対策用車両の緊急通行車両指定申請【共通】

緊急対応

- ① 事前届出済みの車両のほかに災害対策業務遂行のため緊急通行車両の指定が必要な場合は、各課所において、県警本部又は所轄警察署あて緊急通行車両等事前届出書（様式2号）を提出し、指定を受ける。
- ② 県公安委員会から交付された標章は、指定された車両の前面の見やすい部位に表示する。

5 災害対策用車両の給油【共通】

緊急対応

- ① 事前に指定された災害時応急対策車両は、ステッカー（様式4号）を外部から見やすい位置に貼り付け、指定された優先給油所で給油を受ける。
- ② 災害対策のため医療機関等に応援等の要請を行った場合に、医療機関等の車両（優先順位が第1順位の車両）で事前指定ができなかったものがあるときは、車両に医療機関等の名称が表示されていることを確認のうえ、「災害時緊急給油票」（様式5号）を発行する。
- ③ 「災害時緊急給油票」を発行した場合は、発行した内容について「災害時緊急給油票発行記録簿」（様式6号）に記入する。

6 災害対策業務に必要な物資、対策員の食糧等の確保【共通】

緊急対応

○本庁（保健政策課）

- ① 保健政策課は、部内の配備体制が整い次第、本庁対策員の当日必要な給食数を取りまとめ、県災害対策本部総務部厚生班（以下「厚生班」という。）に連絡の上、調達する。
- ② 翌日以降の分については、毎日午後5時までに翌日の朝食数、昼食数、夕食数、夜食数を取りまとめ、厚生班に連絡する。
- ③ 夜勤の際に休憩・仮眠が必要な場合は、部内在庁対策員の休憩・仮眠施設の利用者数を取りまとめ、厚生班に連絡し、休憩・仮眠室の割り当てを受ける。
- ④ 寝具が必要なときも、③に同じ。
- ⑤ 防災服、腕章等の装備が必要なときは、県災害対策本部と調整の上、貸与を受ける。
- ⑥ この他必要な物資・資材等について部内の取りまとめを行い、備蓄物資及び災害対策用として業者から支援があった物資から調達が可能なものについては、災害対策本部と調整の上、確保し、購入が必要なものについては、保健政策課において一括して購入する。
- ⑦ 備蓄物資等で各出先機関に対して配付できるものがあれば、その旨各機関に連絡し、要求を取りまとめの上、配付する。

○各出先機関

- ① 各出先機関の対策員の食糧は、本庁所管課と協議の上、各機関にて調達する。
- ② 必要な物資・資材については、本庁所管課と協議の上、各機関にて購入する。
- ③ 保健政策課から配付可能な物資等の連絡があった場合は、必要なものを要求し確保する。

【平時】

1 緊急連絡網の作成【共通】

- (1) 各課長、各出先機関の長は、勤務時間中に災害が発生した場合の避難場所を定めておき、所属職員に対しこれを周知する。
- (2) 各課長、各出先機関の長は、毎年4月に災害時の緊急連絡網を作成する。その際、所属長から各職員への情報伝達ルートに加え、各職員の安否情報の伝達ルートも明らかにし、一定規模以上の災害が勤務時間外又は出張中に発生した場合には、各職員から当該伝達ルートに従い自主的に安否報告することを徹底する。
- (3) 連絡の途絶を防止するため、各課、各出先機関の送受信担当者双方に第2順位、第3順位の職員を設定する。
- (4) 緊急連絡網の作成に当たっては、東日本大震災時には携帯電話の通話よりメールが繋がりやすかったことを踏まえ、メールアドレスの登録についても考慮する。
- (5) 各職員の電話番号等に変更が生じた場合は、その都度緊急連絡網の連絡先情報を更新する。

2 災害対策員名簿の作成【共通】

- (1) 各課長、各出先機関の長は、県地域防災計画における県災害対策本部設置時の職員の配備体制に応じ、毎年4月に、配備体制区分ごとに動員する職員の名簿（様式1号）を作成し、保健政策課に提出する。
- (2) 名簿には、動員する職員の交代要員も併せて記載する。
- (3) 動員する職員の指定に当たっては、各職員の通勤手段（平時の通勤手段、平時の通勤手段が途絶した場合の代替手段）、通勤距離・時間等を考慮し、勤務時間外に災害が発生した場合にも出勤が容易な者を優先するものとする。

3 災害対策業務に必要な物資、対策員の食糧等の確保【共通】

- (1) 各職員は、公用車を使用したときは、燃料調達が困難な事態が生じてもすぐに燃料切れにならないよう、こまめに給油する。
- (2) 電源の確保、衛星電話などの通信手段の確保について、部全体で計画的に準備を進める。
- (3) 各課、各出先機関において、水、非常食、懐中電灯、毛布、マスク、救急セット等の災害時に必要になると想定される物資・資材についてリストアップし、計画的に準備しておく。
- (4) 各職員は、災害時には物資、食糧の調達が困難になることから、災害業務の従事にあたり、自ら食糧や日用品等を持ち込む必要が生じることも想定し、日頃から各々の家庭における非常用の物資、食糧の備蓄に努める。

4 災害対策用車両の指定等【共通】

○各課、各出先機関

- ① 各課所において、県警本部又は所轄警察署に緊急通行車両等事前届出書（様式2号）を提出し、指定を受ける。交付された標章は、適切に保管する。
- ② 各課及び各出先機関の公用車について、災害時応急対策車両の事前指定を行い、「災害時応急対策車両指定の報告について」（様式3号）により報告する。
- ③ 指定した車両を管理する各課及び各出先機関は、災害時応急対策車両である旨を表示するステッカー（様式4号）を作成し車両に保管する。
- ④ 事前指定車両以外に、災害対策業務遂行のため、緊急給油の必要が生じた場合に備え、「災害時緊急給油票」（様式5号）をあらかじめ印刷しておく。

○各医療機関

- ① 各医療機関の長は、医療機関の車両（医療機関の名称が表示されている車両）について、災害時応急対策車両の事前指定を行い、「災害時応急対策車両指定の報告について」（様式3号）により知事あて報告する。
- ② 医療機関の長は、災害時応急対策車両である旨を表示するステッカー（様式4号）を作成し車両に保管する。

第2節 被害情報収集等

【災害時】

1 医療機関の被害状況等調査【保健政策課、各保健所】

緊急対応

○保健政策課

- ① 広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）のモード切替を行う。モード切替は次を基本とする。

災害モード	<ul style="list-style-type: none">・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合・県内で津波による被害が発生した場合・県内で大規模な風水害が発生した場合・県内で大規模な航空機事故が発生した場合・県内で多数の死傷者が見込まれる鉄道、自動車事故が発生した場合
警戒モード	<ul style="list-style-type: none">・県内で震度5強の地震が発生した場合・県内に大津波警報が発表された場合・県内で大規模な風水害が見込まれる場合

※ 日本DMAT活動要領に基づきEMISのモード切替を行う場合がある。

- ② EMISに入力された、各病院の被害状況及び受入可能状況等を速やかに取りまとめ、医療政策課、感染症対策課、薬務課、障害福祉課、健康推進課、企画担当に配布する。

その後の毎日、EMISに入力された状況を午前10時までに取りまとめ、上記各課等に配布する。

- ③ 各保健所から直接報告のあった「医療機関被害状況等報告書」（様式8号）の第1報を速やかに取りまとめ、医療政策課、感染症対策課、薬務課、障害福祉課、健康推進課、企画担当、各保健所に配布する。

その後の毎日、各保健所から報告のあった第2報以降の状況を午前10時までに取りまとめ、上記各課等に配布する。

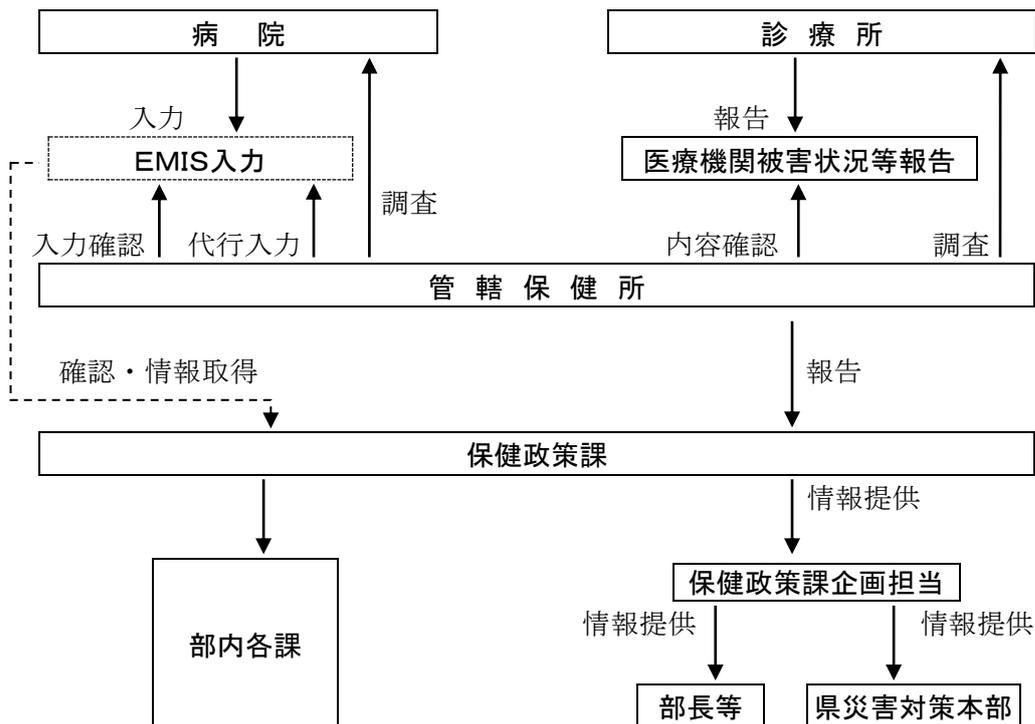
- ④ ③の作業は、県内医療機関がおおよそ機能回復し、部長から作業終了の指示があるときまで継続する。

- ⑤ 医療確保の問題点、ニーズを関係課と共有し、円滑な支援に繋げる。

○各保健所

- ① 発災後2時間以内にEMISに入力されない病院に対しては、災害拠点病院>救急告示病院>人工透析・周産期医療該当医療機関>精神科病院>その他病院の順で電話、Eメール、訪問等により確認しEMISへの入力を促すとともに、必要に応じ代行入力を行う。
- ② 管内のEMISに登録していない医療機関から報告のあった「医療機関被害状況等報告書」の第1報を早急に取りまとめ、保健政策課へ報告する。
 なお、災害時の混乱等により、Eメール、一般電話、FAXが使用できない場合は、防災電話、防災FAXを活用する。
- ③ 「医療機関被害状況等報告書」の提出がない診療所に対しては、必要に応じ、電話、Eメール等により確認し、第2報以降の報告について、毎日午前9時までに取りまとめ、保健政策課に報告する。
- ④ 必要に応じ、医療確保の問題点の把握やニーズの分析を行い、対策上の提言を保健政策課に行う。
- ⑤ ③の作業は、保健政策課から終了の指示があるときまで継続する。

<災害時対応フロー>



2 避難行動要支援者安否確認【健康推進課、各保健所】

緊急対応

○健康推進課

(在宅人工呼吸器装着難病患者等)

- ① 保健所から報告のあった「在宅難病患者避難行動要支援者安否確認報告書」(様式17号)を取りまとめ、安否確認を行う。
- ② 保健所からの報告により県外等への避難が必要な場合等、必要に応じ、保健所と協力して受入先の調整確保を行う。

(小児慢性特定疾病児童等)

- ① 保健所から報告のあった「災害時支援対象者安否確認報告書(様式26-4号)」を取りまとめ、災害時の支援者対象者の状況を確認する。
- ② 必要に応じ、保健所と協力して医療が必要な小児慢性特定疾病児童等への支援を行う。

○各保健所

(在宅人工呼吸器装着難病患者等)

- ① 保健所は「在宅難病患者避難行動要支援者名簿」(様式16号)と緊急時連絡網により安否確認を行った上で、「在宅難病患者避難行動要支援者安否確認報告書(第17号)」により、健康推進課に報告する。
- ② 発災後、連絡網によっても安否が確認できない場合は、関係機関と連携し訪問等により安否確認を行い、必要時、以下③④の支援を行う。
- ③ 電源等の確保が必要な場合は、関係機関と調整し、調達提供に努める。
- ④ 避難を必要とする場合は、医療機関や市町村、県等と協力して受入先の調整確保を行う。

(小児慢性特定疾病児童等)

- ① 保健所は、「小児慢性特定疾患重症患者名簿」(様式26-1号)に基づき、安否確認の必要がある小児について安否確認を行った上で、「災害時支援対象者安否確認報告書」(様式26-4号)により、健康推進課に報告する。
また、必要に応じて以下②、③の支援を行う。
- ② 医療機器の電源等の確保が必要な場合は、関係機関と調整し、調達提供に努める。
- ③ 避難を必要とする場合は、医療機関や市町村と協力して受入先の調整確保を行う。

3 避難所・救護所情報の収集【保健政策課、各保健所】

緊急対応

○保健政策課

- ① 茨城県災害情報共有システム又はEMIS（以下「県災害情報共有システム等」という。）の避難所情報等を取りまとめ、第1報は速やかに、その後は毎日午前10時までに各課、企画担当に提供する。
- ② 避難所等の問題点、ニーズを関係課と共有し、円滑な支援に繋げる。

○各保健所

- ① 県災害情報共有システム等により避難所・救護所状況を確認する。
- ② 県災害情報共有システム等の入力内容に疑義がある場合または避難所情報の入力がない場合は、市町村と連携し、道路等の被害状況を把握し、二次災害の恐れがないことを確認の上、職員が直接現地に赴き状況を調査し、必要に応じEMISへの代行入力を行う。
- ③ 避難所等の問題点の把握やニーズ分析を行い、対策上の提言を保健政策課に行う。

4 医薬品等製造所、医薬品卸売販売業者、薬局及び茨城県赤十字血液センターの被害状況調査【薬務課、各保健所】

緊急対応

○薬務課

- ① 各医薬品・医療機器製造所（以下「医薬品等製造所」という。）から直接報告のあった「医薬品等製造所被害状況報告書」（様式9-1号）を速やかに取りまとめ、厚生労働省に報告し、企画担当に情報提供する。
- ② 茨城県医薬品卸業組合（以下「卸組合」という。）及び茨城県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）から直接報告のあった「医薬品広域卸売販売業者（血液センターを含む）被害状況報告書」（様式9-2号）を速やかに取りまとめ、厚生労働省への報告のほか、保健政策課、企画担当、病院局経営管理課及び各保健所に配付する。
- ③ 発災後2時間以内に、被害状況把握区分「A」の医薬品等製造所（相当程度の災害が発生した区域（市町村単位）に立地する医薬品等製造所に限る）から報告がなかった場合は、薬務課から連絡し確認する。被害があった場合は、①の手順に従う。

※被害状況把握区分

「A」：医療用医薬品のうち市場流通量の多いもの又は代替品の少ないもの
医療機器のうち滅菌製品であって、市場流通の多いもの

「B」：「A」以外のもの

- ④ その後、各保健所から報告のあった薬局の被害状況を加え、第2報以降として取りまとめ、定時に関係各課室所に配付する。
- ⑤ 復旧状況の報告があった場合は、関係部署に報告する。

○各保健所

管内の薬局（相当程度の災害が発生した区域（市町村単位）に立地する薬局に限る）の被害状況（処方せん応需の可否）について、地域薬剤師会と連携を図り把握し、その結果を速やかに薬務課に報告する。

5 毒物劇物営業者等の被害状況調査【薬務課、各保健所】

緊急対応

○薬務課

- ① 保健所から報告のあった「毒物劇物の漏洩・流出状況報告書」（様式10号）を取りまとめ、消防安全課及び企画担当に配付する。
- ② なお、必要に応じて、厚生労働省に報告するとともに、各保健所に対して技術情報等を提供する。

○各保健所

- ① 管内の毒物劇物営業者等から報告のあった内容を取りまとめ、速やかに薬務課へ報告する。
なお、緊急な報告を要する場合には、電話・FAXにより報告し、事後文書により報告する。
- ② 必要に応じて、関係機関と協力の上、毒物劇物営業者等に対し、応急措置の方法や処理方法等を指導する。

【平時】

1 医療機関等のリスト作成等【保健政策課、各保健所】

○保健政策課

- ① 毎年4月に、各医療関係団体の災害時担当窓口、担当者、連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を確認し、リストを作成する。
- ② 各医療機関リストを更新する。
- ③ E M I Sを導入する医療機関の定期的な入力訓練を行う。

○各保健所

- ① 毎年4月に、管内の医療機関及び各医療関係団体の連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を確認し、リストを整備する。
- ② 会議等の機会を利用し、災害時の被害状況等報告の協力体制について医療機関等と確認する。
- ③ 医療機関に対し、被災情報をE M I S又は医療機関被害状況報告書（様式8号）により行うことを周知する。
- ④ E M I Sの定期的な代行入力訓練に参加する。

2 避難行動要支援者安否確認に係る体制の整備【健康推進課、各保健所】

○健康推進課

(在宅人工呼吸器装着難病患者等)

毎年4月に、保健所から報告のあった「在宅難病患者避難行動要支援者名簿」(様式16号)を集約し、更新する。

(小児慢性特定疾病児童等)

毎年4月に、保健所から報告のあった「小児慢性特定疾病重症患者名簿」(様式26-1号)を集約し、名簿を更新する。

○各保健所

(在宅人工呼吸器装着難病患者等)

- ① 申請、相談、訪問等の業務を通じて把握した在宅人工呼吸器装着患者などの重症難病患者の行動支援情報(「在宅難病患者避難行動要支援者名簿」(様式16号))を更新して健康推進課に報告する。
- ② ①で名簿に登載した難病患者及びその家族の同意を得て、居住する市町村に対して情報提供を行い、市町村が作成する個別避難計画の策定に協力し、その計画を把握する。
- ③ 年1回、在宅人工呼吸器装着患者などの重症難病患者に対して災害時避難の方法や災害時の備えを確認し、本人家族の同意を得て、関係する訪問看護ステーション、医療機関、市町村等と情報の共有を図るとともに、緊急時の連絡網を整備する。

(小児慢性特定疾病児童等)

- ① 申請、相談等の業務を通じて把握した情報及び「生活状況申請書兼市町村への情報提供の同意書」(様式26-2号)をもとに「小児慢性特定疾病重症患者名簿(様式26-1号)」を作成し、必要に応じて健康推進課に報告する。
- ② 「生活状況申請書兼市町村への情報提供の同意書」(様式26-2号)により、保護者から同意を得られた者について、「小児慢性特定疾病児童等災害時要援護者名簿」(様式26-3号)により、市町村への情報提供を行う。
- ③ 小児慢性特定疾病重症患者等の在宅医療の状況や災害への備え等について、市町村、医療機関、訪問看護ステーション等関係者を集めた連絡会等を年1回以上開催し、地域課題の検討や支援体制の整備を行うよう努める。

3 避難所・救護所情報の収集体制の整備【保健政策課、各保健所】

- ① 県災害情報共有システム等の適正な維持及び運用に努める。
- ② 市町村が、避難所又は救護所の設置を予定する施設等を予め把握するよう努める。
- ③ 災害時の混乱等により、Eメール、一般電話、FAXが使用できない場合は、防災電話、防災FAXの活用を周知する。

4 医薬品等製造所、医薬品卸売販売業者、薬局及び茨城県赤十字血液センターの被害状況把握に係る体制の整備【薬務課、各保健所】

○薬務課

災害時に各医薬品等製造所、卸組合及び血液センターから薬務課へ被害状況を報告する体制を整備する。

- ① 各医薬品等製造所で製造する品目等を勘案し、被害状況把握区分をしておく。
「A」：医療用医薬品のうち市場流通量の多いもの又は代替品の少ないもの
医療機器のうち滅菌製品であって、市場流通の多いもの
「B」：「A」以外のもの
- ② 毎年4月に、各医薬品等製造所、卸組合及び血液センターの災害時対応担当者、連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を確認し、リストを作成するとともに防災体制の確認を依頼する。
- ③ 各医薬品等製造所、卸組合及び血液センターの災害時対応担当者等に変更があった場合は、リストの更新を行う。
- ④ 監視指導時等に災害時の対応（BCP整備状況）について確認する。

○各保健所

- ① 管内の薬局の被害状況の把握方法について、地域薬剤師会と調整を図っておく。
- ② 薬局及び医薬品広域卸売販売業者の監視指導時に、災害時の対応方法や報告・連絡体制等について確認する。

5 毒物劇物営業者等の被害状況把握に係る体制の整備【薬務課、各保健所】

○薬務課

茨城県毒物劇物保安協会及び茨城県試薬業協議会等で行う講習会において、事故が発生した場合の対応方法や速やかな報告について、周知徹底を図る。

○各保健所

- ① 各毒物劇物営業者等の毒物劇物取扱量等を勘案し、被害状況把握区分をしておく。
「A」：取扱う毒物又は劇物について別に定める量（種別ごとのタンク容量）を超えている営業所
「B」：「A」以外のもの
- ② 毎年4月に、①の区分「A」に該当する毒物劇物営業者の災害時対応担当者、連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を確認するとともに防災体制の確認を依頼し、リストを作成する。
- ③ 各毒物劇物営業者の災害時対応担当者等に変更があった場合は、リストを更新する。
- ④ 監視指導時等、災害時の対応方法や報告・連絡体制等について確認する。

第3節 情報の共有・公表

【災害時】

1 関係機関への情報提供【各課、各出先機関】

緊急対応

○保健政策課

医療機関等の被害状況及び対応状況等をホームページに掲載するとともに、関係機関にホームページの閲覧を電子メール等により案内する。

○各課

関係機関からの問い合わせ、国への報告については、原則各課が対応する。

○企画担当

国への報告事項が複数課にまたがる場合は、取りまとめを行う。

2 情報の共有、公表・マスコミ対応【企画担当】

緊急対応

- (1) 各課から報告された被害状況等の情報について取りまとめ、部長、防災監、県災害対策本部関係各課及び各出先機関に報告する。
- (2) 県災害対策本部の情報を収集し、各課、各出先機関との情報共有を図る。
- (3) 情報の公表及びマスコミへの対応は、原則、県災害対策本部の広報班を通じて行うほか、必要に応じ企画担当で対応する。

【平時】

1 関係機関との情報共有等【共通】

- ① 各課、各出先機関は、関係機関と調整し、関係機関連絡窓口一覧（担当者、連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等））を作成するとともに、災害時に共有すべき情報の内容、共有の方法について定期的に確認を行う。
- ② 関係機関の間でも連携がとれるよう連絡窓口一覧を各機関に配布する。
- ③ 災害時にホームページに掲載するページのファイルを準備しておく。

【災害関連収集情報一覧】

情報名	様式	作成者	まとめ	提出先	配布先
各課出先機関建物・設備被害状況	様式 1-2	各課 出先機関	→	保健政策課	—
			→	本庁各課	保健政策課
避難所・救護所状況報告書	様式 7	市町村	保健所	保健政策課	企画担当、医療政策課、感染症対策課、薬務課、障害福祉課、健康推進課、各保健所
医療機関被害状況等報告書	様式 8	医療機関	保健所	保健政策課	企画担当、医療政策課、感染症対策課、薬務課、障害福祉課、健康推進課、各保健所
医薬品等製造所被害状況報告書	様式 9-1	各医薬品等製造所	→	薬務課	厚生労働省、企画担当
医薬品広域卸売販売業者(血液センターを含む)被害状況報告書	様式 9-2	県赤十字血液センター	→	薬務課	保健政策課、企画担当、病院局経営管理課、各保健所
		管内医薬品広域卸売販売業者	保健所	薬務課	
薬局の被害状況		保健所 地域薬剤師会	→	薬務課	企画担当、保健政策課、病院局経営管理課
毒物劇物の漏洩・流出状況報告書毒物劇物営業被害状況	様式 10	保健所	→	薬務課	企画担当、消防安全課
在宅難病患者避難行動要支援者安否確認報告書	様式 17	保健所	→	健康推進課	—
防疫措置の必要な地域、場所、施設等の被災状況報告書	様式 23	保健所	→	感染症対策課	—
透析医療機関の状況調	様式 25-1	保健所	→	健康推進課	企画担当、関係課、各保健所
透析医薬品等依頼内容詳細	様式 25-2	保健所	→	健康推進課	企画担当、関係課、各保健所
水不足状況内容詳細	様式 25-3	保健所	→	健康推進課	企画担当、関係課、各保健所
小児慢性特定疾患重症患者名簿	様式 26-1	保健所	→	健康推進課	—
災害時支援対象者安否確認報告書	様式 26-4	保健所	→	健康推進課	—

第4節 応急医療

【災害時】

1 災害医療コーディネーター、災害時小児・周産期リエゾン等への出務要請 【保健政策課、各保健所】

初動対応

○保健政策課

保健医療部本部を設置した場合、部長は、県コーディネーター、災害時小児・周産期リエゾンへ、統括DHEATの出務を要請する。

① 県コーディネーターの主な業務（活動場所：部会議室）

- 県全体の医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の分析に関すること。
- 県全体の医療救護活動の実施に係る助言及び調整に関すること。
- 県全体の医療救護チーム（DMATを除く）の受入、派遣の調整に関すること。
- 医療機関、医療救護チームへの支援に関すること。

② 災害時小児・周産期リエゾンへの主な業務（活動場所：部会議室）

- 小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整について、災害医療コーディネーターをサポートする。

③ 統括DHEATの主な業務（活動場所：部会議室）

- 本部の指揮を補佐し被災地保健所との連携強化を担う。

○各保健所

保健所現地対策班を設置した場合、保健所長は、地域災害医療コーディネーターへの出務を要請する。

① 地域災害医療コーディネーターの主な業務（活動場所：保健所現地対策班）

- 地域の医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の分析に関すること。
- 地域の医療救護活動の実施に係る助言及び調整に関すること。
- 地域の医療救護チーム（DMATを除く。）の受入、派遣の調整に関すること。
- 医療機関、医療救護チームへの支援に関すること。

なお、県災害医療コーディネーターと地域災害医療コーディネーターは、相互に連携・協力して業務を行うものとする。

2 DMA Tの派遣調整及び入院患者の後方医療機関への搬送支援【保健政策課】

初動対応

【茨城県DMA T調整本部の設置】

- ① E M I Sを災害モードに切り替えるとともに、必要に応じ、医療機関への入力要請、県による代行入力を行う。
- ② 県災害対策本部が設置される規模の地震等の大規模災害により、県内において多数の傷病者の発生や医療機関の被害が予想される場合には、保健政策課内に、茨城県DMA T調整本部（以下「DMA T調整本部」という。）を設置する。
 - 上記災害が発生した場合は、保健政策課及びDMA T間で速やかに連絡を取り合い、DMA T調整本部に詰めるDMA Tチームを調整した上で、DMA T調整本部を設置する。
 - DMA T調整本部には、原則として統括DMA Tを有する病院のDMA Tチームが詰める。
 - DMA T調整本部は、被害の状況の把握、これに基づく被災地へのDMA Tの派遣調整、後方支援医療機関の調整・確保等、大規模災害時のDMA T活動の総合的な指揮をとる。
 - DMA Tの派遣要請は、DMA T調整本部の各種調整に基づき、保健政策課が行う。

【被害情報の収集】

- ③ DMA T調整本部は、E M I S、県災害対策本部、保健所、市町村の災害対策本部及び消防本部、医療機関等からの連絡により被害状況を把握するとともに、DMA T調整本部自らも情報の収集に努める。

また、これらにより、患者の受入を行うことが可能な後方医療機関の情報も把握する。

【DMA Tの派遣調整、派遣要請】

- ④ 被害情報をもとに、被災地や被害を受けた病院において必要となる医療救護活動の把握や、これに基づくDMA Tの派遣調整を行う。
- ⑤ 被害の状況を勘案して必要があると考えられる場合には、県内のDMA T指定医療機関のいずれかを参集拠点に指定した上で、全国のDMA Tに対する派遣要請を行う。
- ⑥ これに基づき、DMA T指定医療機関及び参集拠点からDMA Tを派遣する。

なお、DMA Tの移動は、あらかじめ県公安委員会に登録している緊急通行指定車両等を使用する。

【被災地域におけるDMATの活動】

- ⑦ 派遣されたDMATは、48時間以内の活動を原則に、消防等と連携協力して、被災地における活動（病院支援、地域医療搬送、現場活動等）及び広域医療搬送の支援を行う。
- ⑧ 被災した医療機関において重篤な患者が存在し、この患者の後方医療機関への搬送が必要な場合は、消防等と連携協力して、災害拠点病院等への転院搬送を行う。
なお、⑦及び⑧のDMAT活動において、必要な場合はドクターヘリも活用する。
- ⑨ 派遣されたDMATは、被災地域の状況及び活動の内容について、随時、DMAT調整本部に報告する。報告された情報は、随時、県災害対策本部及び管轄保健所にも報告する。
- ⑩ 災害の規模により、48時間を超えてDMATによる医療救護活動が必要な場合は、2次隊、3次隊の派遣を行う。
なお、2次隊、3次隊の派遣調整は、DMAT調整本部が行う。
- ⑪ 被災地域でのDMAT活動が終了した時点で、DMAT調整本部は解散する。

【その他】

- ⑫ 個別の病院に出動要請を行った消防本部、消防本部からの出動要請を受けた病院は、その旨を速やかに県に報告する。
- ⑬ DMAT調整本部での調整や、県及び消防本部からの要請を経ずに独自の判断でDMAT出動を行った病院は、出動後、その旨を速やかに県に報告する。
- ⑭ DMATの活動は、別に派遣される医療救護チーム等との連携を図るとともに、急性期医療に係るDMAT活動の終了後は医療救護チーム及び管轄保健所等との引継を円滑に行う。
- ⑮ 関係医療機関との連絡は、定期的に整備する連絡網や衛星携帯電話を有効に活用する。

※ さらに詳細な手順、必要な様式等については、県DMAT運用マニュアルで別に定める。

※ 集団局所災害等、県災害対策本部の設置までは至らないがDMATの出動が必要となるような災害時への対応については、別に整理する。

3 医療救護所の設置【保健政策課、各保健所】

緊急対応

○保健政策課

- ① 救護所は、市町村が設置するほか、災害拠点病院に設置を依頼する。
- ② 負傷者多数等の理由により、市町村から県に対し救護所開設の要請があった場合は、管轄の保健所と協議の上、救護所を設置する。
- ③ 市町村との調整機能が失われており、現地の状況から保健所が県による救護所設置が必要と認めた場合は、市町村の要請を待たず救護所を設置する。
- ④ 県が設置する救護所は保健所内又は県の施設内に設置する。
- ⑤ 保健所以外の県の施設に救護所を設置する場合は、県災害対策本部、当該施設の所管課と協議の上、使用申請等必要な手続を行う。
- ⑥ 設置場所の決定にあたっては次の点に留意する。
 - ・負傷者が集まりやすい場所であること
 - ・二次被害を受けにくい場所であること
 - ・医療救護チームを派遣しやすい場所であること
 - ・ライフラインが確保できること
 - ・トリアージや応急処置が実施できる十分な広さが確保できること
- ⑦ 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、県医師会等に医療救護チームの派遣を要請し、受入体制を整える。
- ⑧ 救護所設置を市町村に伝達する。当情報は、企画担当に提供するとともに、ホームページでの公表、市町村防災無線での周知を図る。

○各保健所

- ① 保健所が現地の状況に照らし救護所を設置する必要があると認めた場合は、保健政策課と協議の上、救護所を設置する。
- ② 保健所以外の施設に救護所を設ける必要がある場合は、保健政策課に当該施設の所管課との協議を依頼する。
- ③ 医療救護所の責任者を配置し、患者の受入体制が整った時点で保健政策課に連絡する。
- ④ 救護所設置の情報について保健所ホームページに掲載する。
- ⑤ 派遣された医療救護チームについては、勤務表を作成し活動内容を記録する。
- ⑥ 救護所を閉鎖するときは、保健政策課と協議する。

4 医師会等医療関係団体との調整及び医療救護チームの派遣【保健政策課、各保健所】

緊急対応

○保健政策課

- ① 県コーディネーターを招聘し、DMAT調整本部及び茨城県DPAT調整本部（以下「DPAT調整本部」という。）との連携の下、医療救護チームの関係保健所への派遣の調整を行う。
- ② 災害拠点病院や県医師会等関係団体において県災害対策本部が設置されたことを確認するとともに、派遣可能な医療救護チームの員数等を確認する。
- ③ 市町村から県に対し医療救護チームの派遣要請があった場合は、救護所における医療救護チーム派遣要望状況を取りまとめ、災害拠点病院・県医師会等関係団体に派遣要請を行う。
- ④ ただし、災害の状況に照らし、特に緊急を要すると認められるときは、市町村からの要請を待たないで医療救護チームを派遣する。
- ⑤ 複数の要請があり、優先順位を定める必要がある場合、医師会等とも協議の上、負傷者数に対して医療救護スタッフが少ない救護所順に配置するなど調整する。
- ⑥ 現地での医療救護チームの要員が不足する場合は、国、県医師会を通じ、日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の派遣を要請する。
- ⑦ ⑤・⑥の調整結果は保健所に伝達し、現地活動の指示を依頼する。
- ⑧ ⑤・⑥の調整結果を市町村に伝え、派遣された医療救護チームの勤務の記録を依頼する。

また、活動を行う保健医療活動チーム（DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。）に対し、避難所等での保健医療活動の記録及び報告のための様式は、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録報告書」（平成27年2月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会）を、避難所の状況等に関する記録の様式については、「大規模災害における保健師の活動マニュアル」（平成25年7月、日本公衆衛生協会・全国保健師長会）の様式を参考とすることを説明する。

- ⑨ 保健所、保健医療活動チームその他の保健医療活動に係る関係機関との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置する。
- ⑩ 医療救護チームの基本編成は、医師1名、看護師2名、ロジスティック1名の計4名とし、各機関の実情に応じて編成することを妨げない。
- ⑪ 医療救護チームの移動は、各病院・団体が事前に県公安委員会に登録している緊急通行指定車両等を使用する。
- ⑫ 医療救護チームは必要な医薬品等を携行するが、現地において不足が生じた場合には、保健所に医薬品等の補給を依頼する。

⑬ 医療救護チームは、医師を責任者として、医療救護所又は医療機関において次の業務を行う。

- ・被災者のスクリーニング（症状判別）
- ・傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ・医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ・死亡の確認
- ・死体の検案、個人の識別
- ・その他必要な処置

○各保健所

- ① 地域コーディネーターを招聘し、医療救護チームの受入調整を行う。
- ② 保健政策課からの医療救護チーム派遣の連絡を受け、派遣されたチームに対し、市町村と連携して、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該チームの避難所等への派遣の調整を行う。保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療活動チーム間の適切な引継に資するよう、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等を行う。
- ③ 指示に当たっては、地域医師会や災害拠点病院などの中核医療機関との連携に配慮する。
- ④ ただし、市町村から直接要請を受けて、市町村が設置する医療救護所に派遣された医療救護チームについては、市町村の指示を受けるものとする。
- ⑤ 医療救護チームからの要請による医薬品等の補給を行う。

5 医薬品、医療機器等の確保及び供給【薬務課、各保健所】

緊急対応

○薬務課

- ① 市町村、被災医療機関、医療救護チーム又は関係各課等から医薬品等供給要請を受け付ける。
- ② 要請に基づき、医薬品卸業組合等へ医薬品等供給を依頼する。
- ③ 要請内容を分析し、その時点で必要なもの、今後必要となるものを予測するとともに、医薬品等不足の事態に備え、厚生労働省経済課に状況報告及び調達依頼をする。
- ④ 他県等から医薬品等が提供された場合は、リストを作成し、茨城県薬剤師会に払出し業務を依頼（協定に基づく）する。
- ⑤ 供給調整を行った結果は、供給依頼先に報告するとともに、企画担当に報告する。
- ⑥ 医薬品等流通状況を把握し、必要なものについて、県災害対策本部に広報を依頼する。

○各保健所

市町村又は被災医療機関等から医薬品等供給の要請があった場合は、速やかに薬務課に報告する。

【平時】

1 災害医療コーディネーター、災害時小児・周産期リエゾン、統括DHEATの養成【保健政策課】

【定期】

- ① 県及び地域の災害医療コーディネーターを委嘱し、欠員など必要に応じて、国の養成研修等受講し確保するとともに、出務優先順について確認をしておく。
- ② 研修会や訓練等の実施

【随時】

- ① 災害コーディネーター会議や、災害拠点病院連絡会議等を開催し、情報交換等を図る。
- ② 県総合防災訓練等への積極的な参加を促す。

2 DMAT派遣調整に係る体制の整備【保健政策課】

【定期】

毎年4月に、災害拠点病院及びDMAT指定病院の連絡先（窓口、担当者、電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を相互に確認し、リストを作成する。

【随時】

- ① DMAT連絡協議会、災害拠点病院連絡会議等を開催し、情報交換等を図る。
- ② DMAT作業部会と協働して計画し、訓練等の実施に協力する。
- ③ DMAT隊員養成研修等への積極的な参加を促すとともに、DMATチーム数の増及び機能維持・強化を図る。

3 医療救護所設置に係る体制の整備【保健政策課、各保健所】

- ① 会議等を通じ、災害時の災害拠点病院における救護所設置の協力体制について確認を行う。
- ② 県が医療救護所を設置する場合を想定し、保健所以外に設置可能な県施設をリストアップしておく。

4 医師会等医療関係団体との協力体制の確認等【保健政策課、各保健所】

○保健政策課

- ① 県との間で災害時の医療救護に関する協定を締結している団体について、会議等を通じ災害時の協力体制について確認する。
- ② 災害拠点病院及び関係団体等とともに総合防災訓練へ参加し、災害時に円滑な行動がとれるよう備える。

○各保健所

- ① 管内地域の医療関係者で構成する災害時の保健医療対策についての会議を設けるなどにより、災害時の協力体制の確認と情報交換に努める。
- ② 地域における防災訓練への参加に努め、災害医療関係機関等との連携の確認に努める。

5 医薬品、医療機器等の確保及び供給並びに薬剤師の派遣調整体制の整備【薬務課】

- (1) 災害用医薬品等確保対策事業の委託契約を締結している茨城県医薬品卸業組合の災害時対応担当者、連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を確認し、リストを作成する。
- (2) 日本産業・医療ガス協会、茨城県登録販売者協会及び茨城県医療機器販売業協会との協定に基づき災害時対応担当者、連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を確認し、リストを作成する。
- (3) 茨城県薬剤師会との協定に基づき災害時対応担当者、連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を確認し、リストを作成する。
- (4) 毎年4月に、保健政策課、感染症対策課、障害福祉課、病院局経営管理課及び保健所担当職員を確認し、災害時の医薬品等の供給方法を周知するほか、県医師会、県薬剤師会等関係団体へも周知する。
- (5) 各関係団体の医薬品等の運搬に用いる車両について、災害時応急対策車両の指定や緊急通行車両等事前届出状況を確認し、リストを作成する。
- (6) 他県から医薬品等が提供された場合の保管場所を選定しておく。
- (7) 医薬品卸業組合から災害用医薬品等備蓄内容の定期報告を受ける。

第5節 医療の確保

【災害時】

1 災害時の医療機能の確保【保健政策課、各保健所】

緊急対応

- 保健政策課、健康推進課、薬務課、生活衛生課、各保健所
以下2～4の具体的な支援を行う。

○各保健所

必要に応じ、災害時保健医療地区連絡協議会の開催などを通じて、地域医療機能に関する情報交換、問題点の把握やニーズの分析などを行い、関係課へ提言を行う。

2 医療機関に対する非常用発電機等の燃料確保支援【保健政策課、各保健所】

緊急対応

○保健政策課

- ① 医療機関の被害状況調査結果又は医療機関からの連絡等により、災害拠点病院等地域の拠点となる病院、その他人工呼吸器等の生命維持装置及び透析装置を継続して稼働させる必要のある病院等において燃料不足を認めたときは「大規模地震発生時の緊急給油について」により優先給油を行うよう県災害対策本部燃料調整班に繋ぐ。
- ② ①以外の病院等から燃料確保の支援要請があった場合は、県災害対策本部燃料調整班に「大規模地震発生時の緊急給油について」によるルート以外の燃料確保手段（操業停止工場の燃料ストックの流用等）の調査を依頼し、その情報を提供する。

3 透析療法等特に留意すべき医療の確保【保健政策課、健康推進課、薬務課、各保健所】

緊急対応

(1) 透析療法

○健康推進課

- ① 保健所を通じて、県内の透析医療機関の被害状況、復旧状況、入院・外来患者受入状況、透析液・ダイアライザー等の医薬品又は医療機器、水等の不足状況について把握する。情報収集にあたっては、日本透析医会災害時情報ネットワーク又はEMIS（以下「日本透析医会災害時情報ネットワーク等」という。）に掲載された被害状況等を確認する。
- ② 透析液・ダイアライザー等の医薬品又は医療機器の不足状況について、薬務課に報告する。
- ③ 保健所から連絡のあった県内透析医療機関の被害状況等の情報について、県災害対策本部保健医療本部に報告するとともに、茨城透析医災害対策連絡協議会に情報提供する。
- ④ 茨城透析医災害対策連絡協議会及び災害透析基幹病院から、患者移送について要請があった場合、県災害対策本部保健医療本部を通じて県災害対策本部に協力要請する。
- ⑤ 県内の透析医療機関で受入困難な場合、茨城透析医災害対策連絡協議会や日本透析医会災害時情報ネットワークを通じて、県外の医療機関に患者受入先を確保する。必要に応じて近隣都県等と連携する。
- ⑥ 避難所に避難している透析患者について、透析医療機関と連絡が取れず透析先が確保できない等で市町村から県に照会があった場合は、健康推進課から茨城透析医災害対策連絡協議会又は災害透析基幹病院へ連絡し調整を依頼する。
- ⑦ 透析医療機関及び茨城透析医災害対策連絡協議会に対し、健康推進課から災害時の対応について要請する。

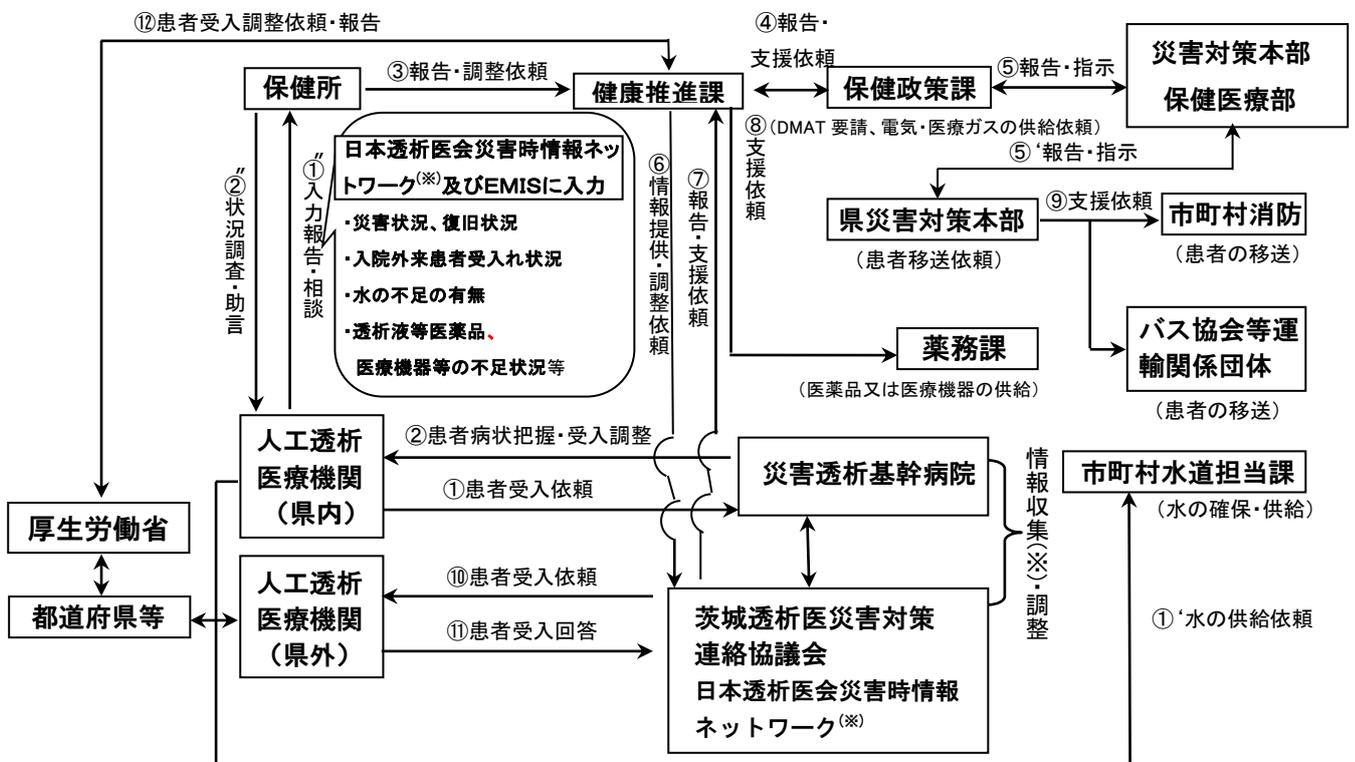
○薬務課

健康推進課から透析液・ダイアライザー等の医薬品又は医療機器の不足状況の報告を受けた場合、茨城県医薬品卸業組合、茨城県医療機器販売業協会と調整し、不足する透析医療機関へ医薬品又は医療機器を供給する。

○各保健所

- ① 日本透析医会災害時情報ネットワーク等により、透析医療機関の被害状況、復旧状況、入院・外来患者受入状況、透析液・ダイアライザー等の医薬品又は医療機器の不足状況、水・電気・医療ガスの不足の有無を調査するとともに、日本透析医会災害時情報ネットワーク等で把握できない透析医療機関は電話等で被災状況を確認し、健康推進課に報告する（様式25-1、25-2、25-3）。
- ② 透析医療機関から患者受入調整の相談があった場合、管轄する災害透析基幹病院に連絡するよう助言する。また、水不足の相談があった場合は、市町村水道担当課に給水の要請をするよう助言する。

〈透析医療機関への対応フロー〉



※ 日本透析医会災害時情報ネットワークとは、日本透析医会が運営。震度 6 弱以上の地震と、国又は地方公共団体により災害救助法が適用されるような広範囲にわたる構造物の損壊・焼失・浸水・流失、交通網の遮断などの被害が発生した場合に活動を開始。このネットワークにより、県内全ての透析医療機関は入力及び情報収集が可能。

(2) 在宅人工呼吸器装着難病患者等

○薬務課

医療機関から在宅重症患者のための人工呼吸器用酸素、経静脈栄養剤、経管栄養剤等の供給について要請があった場合は、医薬品等供給ルートを通じて供給するとともに、調剤・医薬品管理業務のため、必要に応じて県薬剤師会へ薬剤師の派遣を依頼する。

○健康推進課

- ① 保健所から要支援者の安否の報告を受けた際に、病状の悪化等により患者の搬送が必要な場合は、原則として消防機関に搬送を依頼する。
- ② ただし、消防機関による対応が困難な場合は、県災害対策本部を通じてバス協会等運輸関係団体等に協力を要請する。

○各保健所

「在宅難病患者避難行動要支援者名簿」（様式16号）と緊急連絡網により、安否確認を行い健康推進課に報告する。

(3) 周産期医療等

○保健政策課

- ① 周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握し、市町村及び保健所に情報提供する。
- ② 医療機関の被災により多数患者の移送が必要な場合であって消防機関による対応が困難な場合は、県災害対策本部を通じてバス協会等運輸関係団体に協力を要請する。

(総合周産期母子医療センター)

施設名称	事業主体	電話番号
水戸済生会総合病院	恩賜財団済生会支部茨城県済生会	029-254-5151
茨城県立こども病院	茨城県	029-254-1151
総合病院土浦協同病院	茨城県厚生農業協同組合連合会	029-823-3111
国立大学法人筑波大学附属病院	国立大学法人筑波大学	029-853-3900

4 入院患者の転院調整【保健政策課】

緊急対応

- (1) 医療機関の努力においては困難であるとして、県に転院調整の要請があった場合は、EMIS及び医療機関の被害状況調査の結果をもとに調整の支援を行う。
- (2) 転院のため多数の患者移送が必要となったときは、県災害対策本部を通じてバス協会等運輸関係団体に協力を要請する。

【平時】

1 災害時の医療機能確保体制の整備【保健政策課、各保健所】

○保健政策課

- ① 病院等立入検査の際に、各医療機関において災害対策マニュアル、BCPの策定状況、EMISの入力体制を確認し、必要な助言を行う。
- ② この場合、災害対策マニュアルは食糧、水、燃料等の備蓄及び確保について考慮されたものになっているかに留意する。
- ③ 災害時における医療機関間の連携強化のため、各保健所単位での関係医療機関で構成する地域災害医療対策会議等の設置、運営を支援する。
- ④ 災害拠点病院連絡会議において地域の災害医療の連携体制の確認を行う。

○各保健所

- ① 保健所が実施する病院等立入検査の際に、各医療機関において災害対策マニュアル、BCPの策定状況、EMISの入力体制を確認し、必要な助言を行う。
- ② この場合、災害対策マニュアルは食糧、水、燃料等の備蓄及び確保について考慮されたものになっているかに留意する。
- ③ 災害時における医療機関間の連携強化のため、各保健所単位での関係医療機関で構成する地域災害医療対策会議等の設置に努める。

2 医療機関に対する非常用発電機等の燃料確保支援体制の整備【保健政策課、各保健所】

○保健政策課

- ① 病院等立入検査の際に、医療機関において非常用発電機用の燃料が3日分程度以上備蓄されているか、取引業者との特約などにより燃料確保のための対策が講じられているかを確認し、必要な助言を行う。
- ② 災害拠点病院等連絡会議等において、災害拠点病院に対し通常の6割程度の容量を備えた非常用発電装置の設置を促すとともに、非常用発電機用の燃料を3日分程度以上備蓄するよう対策を促す。

○各保健所

保健所が実施する病院等立入検査の際に、医療機関において非常用発電機用の燃料が3日分程度以上備蓄されているか、取引業者との特約などにより燃料確保のための対策が講じられているかを確認し、必要な助言を行う。

3 透析療法等特に留意すべき医療の確保体制の整備【保健政策課、健康推進課、薬務課、各保健所】

(1) 透析療法

○健康推進課

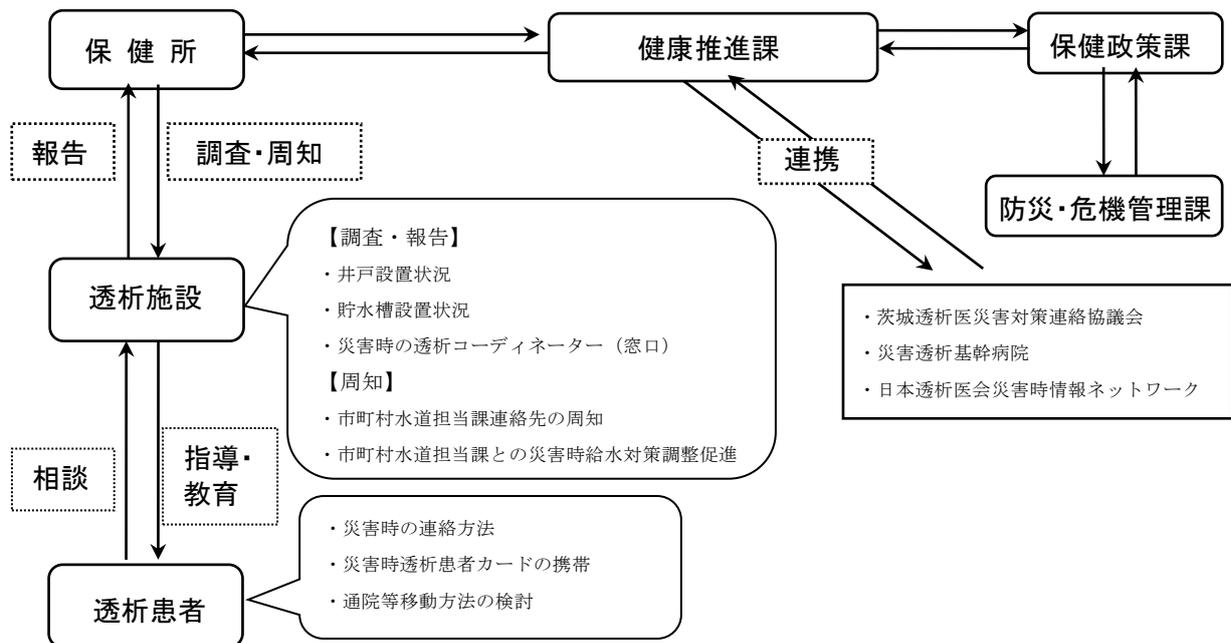
- ① 年度当初に保健所が調査した、透析医療機関における井戸設置状況、貯水槽の設置状況、災害時の透析担当窓口（担当者、連絡方法（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等））を取りまとめ、リストを作成する。
- ② ①の情報は、保健政策課に提供し、共有する。
- ③ 茨城透析医災害対策連絡協議会等との会議で、災害時透析患者が治療継続するために必要な事項について具体的に取り決めを行い、関係機関が円滑に連携できるよう情報を共有する。
- ④ 透析医療機関及び茨城透析医災害対策連絡協議会に対し、健康推進課から平時から、災害時に適切かつ円滑な対応ができるよう災害対策委員会の設置や災害対策マニュアルの作成について依頼する。

○薬務課

健康推進課から透析液・ダイアライザー等の医薬品又は医療機器の不足状況の報告を受けた場合、茨城県医薬品卸業組合、茨城県医療機器販売業協会と調整し、不足する透析施設へ医薬品又は医療機器を供給する。

○各保健所

- ① 年度当初に、透析医療機関における井戸設置状況、貯水槽の設置状況、災害時の透析担当窓口等（担当者、連絡方法（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を調査し、健康推進課に報告する。
また、管内透析医療機関に対し、保健医療部災害対策マニュアル及び災害時の備えについて、周知・啓発する。
- ② 透析医療機関に対し、災害時の給水要請先は市町村水道担当課であることを周知し、連絡先を情報提供する。



(2) 在宅人工呼吸器装着難病患者等

○健康推進課、各保健所

会議等を通じ、医療機関、訪問看護ステーション等に対し、災害時の在宅患者の被災状況確認を依頼しておく。

(3) 周産期医療等

○保健政策課

総合周産期母子医療センター等との災害時協力体制の確認をしておく。

4 入院患者の転院調整【保健政策課】

会議等を通じ、医療機関の被災により入院患者の転院の必要が生じた場合には、受入先の調整は、原則、各医療機関において努力するよう依頼しておく。

第6節 避難生活の確保、避難者の健康管理

【災害時】

1 避難者の健康管理、避難所の衛生指導【健康推進課、感染症対策課、各保健所】

緊急対応

(1) 県で避難所を設置する場合

○健康推進課、感染症対策課

- ① 必要に応じて巡回相談チームの編成の調整を行う。
- ② 保健所からの連絡・報告を受け、助言・支援を行う。

○各保健所

- ① 必要に応じて巡回相談チームを編成し、避難者の健康状態（精神状態を含む）を把握する。
- ② 避難者の体温、血圧測定等による健康管理及び健康相談を実施し、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）、食事摂取状況把握、生活不活発病予防等のための水分摂取や健康教育、健康体操等を実施し、二次的な健康被害を予防する。高血圧、糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続が必要な人を巡回診療につなげる。
- ③ 市町村に対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療ニーズ等の情報の提供を求める。
- ④ 保健医療活動チームから報告を受けた避難所の状況等、市町村が把握する必要がある情報の提供を行う。
- ⑤ 今後、実施すべき保健医療活動内容を市町村と連携して、収集した保健医療活動チームの活動の内容及び被害状況、保健医療ニーズ等の整理及び分析を行う。
- ⑥ 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症や食中毒の予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を実施する。発熱者等の専用スペースを確保し、発熱等の症状がある者がいる場合は、受診可能な医療機関受診へつなげる等必要な対応を行う。
- ⑦ 不眠や不安等を訴える避難者を把握し、必要に応じて心のケアチーム等と連携し、早期に専門的な対応につなぐ。
- ⑧ 支援を必要とする高齢者、障害者等に対する必要なケアの実施や、ニーズに応じて市町村と協力し、介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連絡や調整を行う。

第2編 災害応急対策

第2章 保健医療に係る対策

第5節 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等による健康管理

第2 被災者への健康管理活動

- 1 被災都道府県・市町村は、以下により、被災者の健康管理を行う。
 - (1) 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。)を行うこと。
 - (2) 保健所等において、保健師等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行うこと。
 - (3) 保健所等において、被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村から被災都道府県・市町村に派遣されて支援に当たる救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整を行うこと。
 - (4) 被害状況等を踏まえ、保健所等において、(2)及び(3)を行うことが困難であると判断される場合には、当該保健所等を支援するため、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等を当該保健所等に応援・派遣すること。
 - (5) 健康管理に関する業務を担当している部局は、食料調達に関する業務を担当している部局と連携しつつ、管理栄養士等により、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めること。
 - (6) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者の健康管理のための実施計画の策定等により、計画的な対応を行うこと。
 - (7) 避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児並びに被災した子どもたちに対する心身の健康管理の支援の留意点について、被災地で専門的な支援に当たる保健師、助産師、看護師等に対して周知すること。
 - (8) 医療機関から、支援が必要な妊産婦についての情報提供を受けた場合には、当該妊産婦に対し、妊産婦が利用できる施設や車中泊を行うことに伴う健康上の危険性について情報提供を行うこと。
- 2 被災者の避難先である市町村は、当該被災者から申出があった場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、当該被災者の罹災状況等を勘案し、母子健康手帳の交付、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスが適切に提供されるよう配慮する。

(2) 市町村設置の避難所等への応援協力・派遣要請

○健康推進課

- ① 保健所を経由して、市町村等の災害時の保健活動保健師等応援・派遣要請の必要性について、状況を把握する。
- ② 市町村から応援・派遣要請（様式19号）があった場合には、県内の相互支援体制（被災していない地域の保健所及び市町村からの応援）の調整を行う。
- ③ 大規模災害のため、県内保健師等の相互支援体制で対応できないと判断した場合は、県災害対策本部を経由して、内閣総理大臣（内閣府）、厚生労働省健康局健康課保健指導室及び栄養指導室に全国の都道府県との派遣調整・協力依頼を行う。（令和3年12月20日付け健健発1220第2号厚生労働省健康局健康課長通知「災害時の保健師等広域応援派遣調整要領」参照）
- ④ 派遣された保健師は、「茨城県災害時保健活動マニュアル」などを参考に活動を行う。
- ⑤ 派遣された保健師チームに対し、市町村と連携して、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該チームの避難所等への派遣の調整を行う。

○各保健所

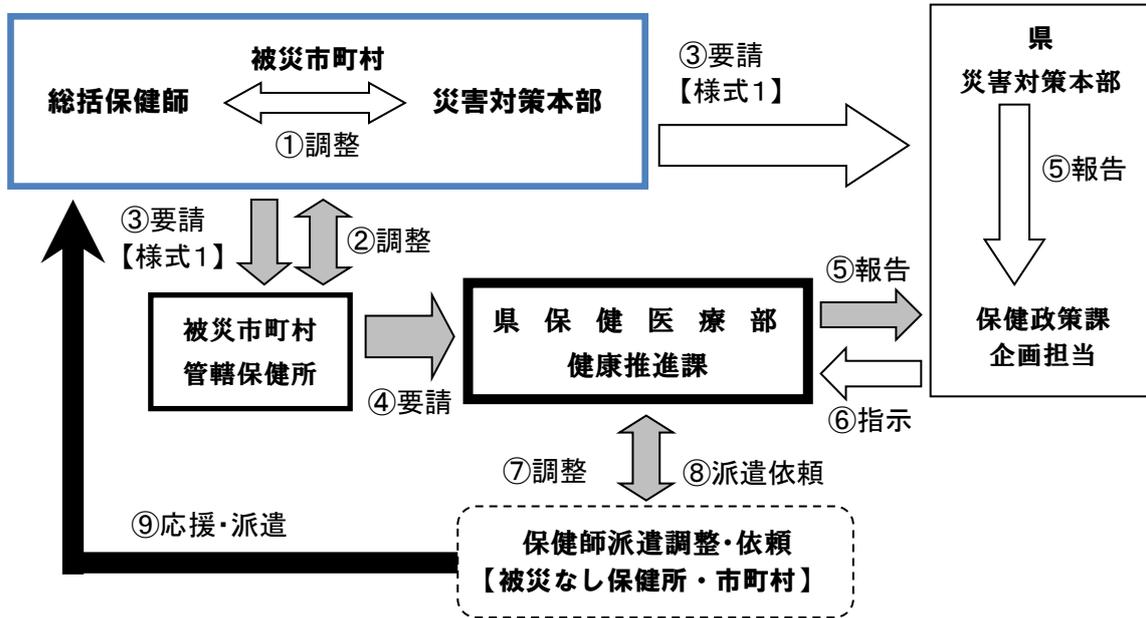
- ① 被災市町村の被害状況（避難所等）の情報収集、分析を迅速に実施し、被災市町村単独での保健活動の可否を評価し、保健師等派遣要請について被災市町村に助言を行う。
- ② 被災市町村のみでは災害時保健活動が展開できないと判断した場合は、早急に被災市町村からの応援・派遣要請（様式19号）を健康推進課に報告する。
- ③ 在宅被災者や指定避難所以外の避難者（車中泊など）に対して、被災市町村と相談の上、訪問の対象者や目的を明確にし、健康相談の実施やこころのケア対策、保健・医療・福祉の情報提供や健康状態の把握等を実施する。
- ④ 派遣された保健師チームに対し、市町村と連携して、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該チームの避難所等への派遣の調整を行う。保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健師チームとの間の適切な引継に資するよう、保健師チーム等から報告を受けた情報の伝達等を行う。

(3) 避難所生活困難者の宿泊施設要請

○生活衛生課

- ① 避難所や市町村等の状況を踏まえ、必要に応じて、茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合との「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」に基づき、避難所生活困難者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、その他避難所での生活が困難で、原則として専門的な対応が不要な方）の避難所として宿泊施設等の提供を要請する。

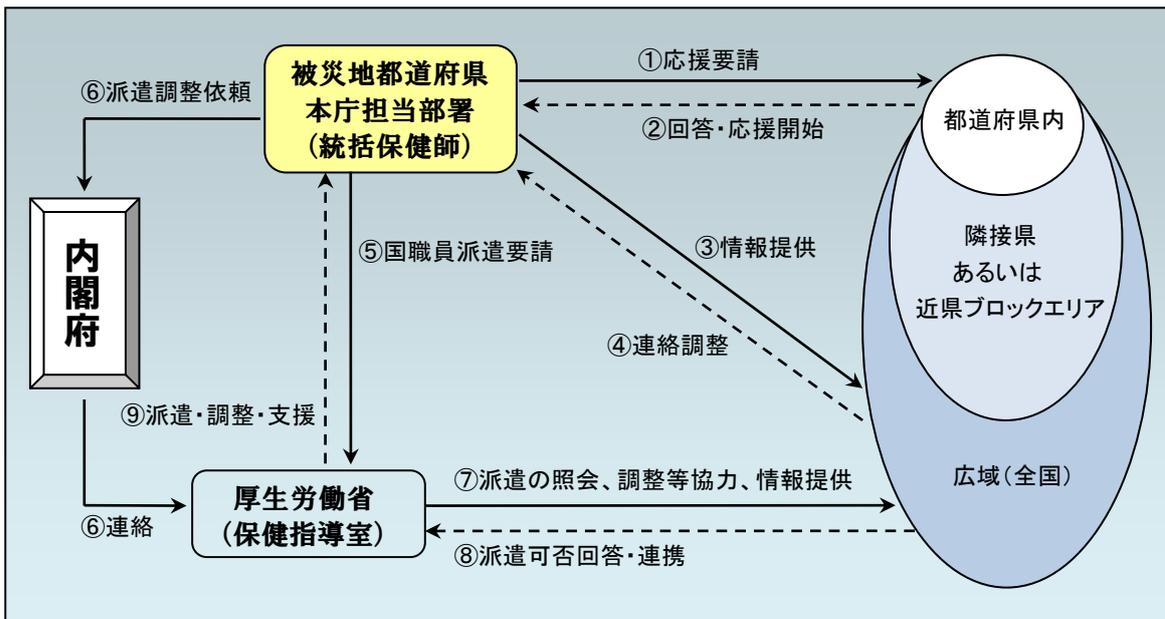
【 災害発生時における派遣保健師等の要請フロー図（県内） 】



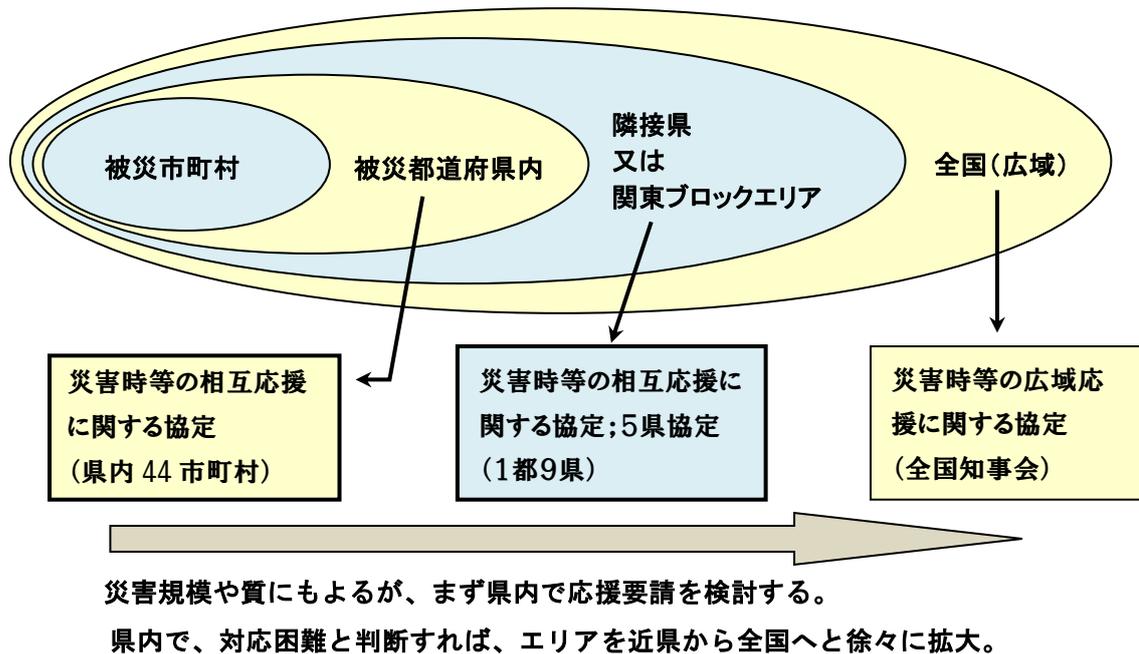
【定義】

応援保健師等：県（保健所）及び県内の被災していない市町村から応援する保健師、管理栄養士をいう。
 派遣保健師等：他の都道府県へ（から）派遣する（される）保健師、管理栄養士をいう。

【 県外からの保健師派遣要請ルート 】



【 災害発生時における派遣保健師等の要請体制 】



2 避難所の栄養管理体制に係る指導・助言【健康推進課、各保健所】

応急対応

○健康推進課

- ① 避難所における栄養管理状況について各保健所と情報共有を行う。
- ② 保健所からの連絡・報告を受け、助言・支援を行う。

○各保健所

- ① 管内市町村内に避難所が設置された場合には、当該避難所における食事提供状況を当該市町村栄養士と情報共有し、栄養管理について必要な支援を行う。
- ② 必要に応じて避難所に出向き、特別な食対応を必要とする方を早期に把握し、対応する食料の確保、提供するための調整を行う。
- ③ 乳児、食物アレルギー患者、嚥下困難な高齢者、疾患により特別な食事を必要としている者等に関し、市町村に特殊食品調達支援や情報提供を行う。

3 避難所の食品衛生指導【生活衛生課、各保健所】

応急対応

○生活衛生課

- ① 保健政策課から、各保健所管内の避難所の設置状況に関する情報を把握する。
- ② 避難所設置状況に関する食品衛生管理情報に関して各保健所と情報共有を行う。

○各保健所

- ① 管内市町村内に避難所が設置された場合には、当該避難所における食中毒予防等の食品衛生管理に関して、当該市町村あて情報提供する。
- ② 避難所設置状況に応じて、避難所に出向き、食中毒予防等の食品衛生管理に関する現場での指導、助言を行う。

4 避難者のこころのケア【各保健所】

応急対応

○各保健所

- ① 市町村と連携して次のことを実施する。
 - ア フェイズ1～2
 - ・ こころの健康相談、D P A Tによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時D P A Tとの同行訪問
 - イ フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）
 - ・ 継続的な対応が必要なケースの把握、対応、D P A Tへの情報提供
 - ウ フェイズ4
 - ・ 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）
 - ・ 心的外傷後ストレス障害（P T S D）への対応
- ② 特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障害者、外国人及び支援者に対しては十分に配慮するとともに、適切なこころのケアを行う。

(参考)

○市町村における災害時のこころのケアへの対応

- ① 災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、A S D）や心的外傷後ストレス障害（P T S D）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。
- ② ハイリスク者の把握
災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等（様式13号）を用いてスクリーニングを行う。
参考：東京都医学総合研究所 I E S - R 改定出来事インパクト尺度日本語版
<http://www.igakuken.or.jp/mental-health/IES-R2014.pdf>
- ③ ハイリスク者の対応
医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているD P A Tの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

5 リハビリテーション専門職の派遣調整【健康推進課】

緊急対応

- (1) 被害の規模等に応じ、複数の指定機関からのリハビリテーション専門職の派遣を調整する必要がある場合は、茨城 J R A T 事務局に対し、派遣チームの編成を要請する。この場合は、指定機関に対する派遣依頼を健康推進課と茨城 J R A T の連名で行い、派遣者・派遣先・派遣期間の調整を茨城 J R A T に依頼する。
- (2) 県外からの支援が必要な場合には、茨城 J R A T に対して、全国の J R A T に派遣の要請を行うよう依頼する。

6 相談窓口の設置【保健政策課、健康推進課、感染症対策課、生活衛生課、各保健所】

応急対応

(1) 保健医療関係

○保健政策課、健康推進課、感染症対策課

- ① 保健所の相談窓口からの照会等に対応する。
- ② 相談Q Aを適宜修正し、保健所に配布する。
- ③ 保健所の相談窓口で専門資格を有する者の配置が必要な場合は、医療ボランティアの派遣等を調整する。

○各保健所

- ① 管内市町村に相談窓口が設置された場合には、当該市町村における相談状況も踏まえ、技術的、専門的見地からの助言を行うなど市町村への協力体制を整える。
- ② 保健所においても、県民からの問合せに対応するための相談窓口を設置する。

(2) 衛生関係

○生活衛生課、感染症対策課

- ① 庁内関係課から、各市町村の相談体制及び相談状況に関する情報を把握する。
- ② 相談体制や相談状況に関する情報に関して各保健所と情報共有を行う。

○各保健所

- ① 管内市町村に相談窓口が設置された場合には、当該市町村における相談状況も踏まえ、技術的、専門的見地からの助言を行うなど市町村への協力体制を整える。
- ② 保健所においても、県民からの問合せに対応するための相談体制を整える。

(3) こころの健康相談窓口の設置

○各保健所

- こころの健康相談窓口を開設する。

7 職員等の健康管理【共通】

応急対応

職員や外部の支援者の健康管理のため、支援者自身によるセルフケアの実施や、職場における健康管理体制を被災直後から整備する必要がある。

(1) 職場体制の整備

① 執務体制

- ・勤務ローテーションの早期確立
- ・被災した職員に対する配慮
- ・職員の応援要請に係る判断の早期実施
- ・マニュアル化による業務の個人負担軽減と役割分担の明確化

② 職場環境

- ・他者から見えない休息場所や、簡易ベッド、毛布の確保
- ・精神保健福祉センターと協力し、職員が相談できる窓口の設置、職員が気軽に相談できるよう周知徹底

(2) 健康管理

① 治療中の病気の悪化防止

② セルフチェックにより必要があれば医療機関を活用

③ 管理者が職員の健康管理に配慮

【平時】

1 避難者の健康管理、避難所の衛生指導体制の整備 【健康推進課、感染症対策課、各保健所】

○健康推進課、感染症対策課

- ① 災害時に迅速かつ的確に保健活動ができるよう別途「茨城県災害時保健活動マニュアル」を作成し、適宜見直しを行う。
保健活動に使用する記録様式やパンフレットを作成しておく。
- ② 災害時の保健活動の研修会を開催する。被災状況などを想定した具体的な事例をもとに判断力を養うためのシミュレーション研修などを取り入れて行う。
- ③ 災害時保健活動に係る保健師等応援・派遣要請の考え方を、別途「茨城県災害時保健活動マニュアル」で示し、市町村に周知しておく。
- ④ 避難所における感染症対策の考え方を別途「避難所感染症対策の手引き」で示し、市町村に周知しておく。

○生活衛生課

- ① 茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合との「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を把握しておく。
- ② 茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合から、受け入れ可能な宿泊施設の名簿の提供を受け、市町村に提供しておく。

○各保健所

- ① 災害時の保健活動を行うための役割分担や従事内容の確認及び必要物品の確認、調達を行う。迅速に必要な依頼ができるよう連絡先（担当者、電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）の一覧を作成する。
- ② 災害時に市町村等から把握すべき避難所の衛生環境や避難者の健康管理内容及び情報提供する内容等を整備する。
- ③ 各市町村における保健活動マニュアルの作成の支援を行う。
- ④ 早期支援を図るために、各市町村の保健活動体制や活動内容を把握し、災害時の保健活動体制に係る連携構築に努める。

2 避難所の食品衛生指導体制の整備【生活衛生課、各保健所】

○生活衛生課

- ① 各保健所、衛生研究所及び各食肉衛生検査所等の関係出先機関の他、国や都道府県、市町村等関係機関、県食品衛生協会、関係団体等との災害時の緊急連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を確認し、リストを作成する。
- ② 各保健所、衛生研究所及び各食肉衛生検査所等の関係出先機関、国や都道府県、市町村等関係機関、県食品衛生協会、関係団体等との災害時の緊急連絡先に変更があった場合には、当該情報を更新する。
- ③ 更新したデータを各関係機関に還元する。

○各保健所

- ① 各管内の市町村等関係機関、食品衛生協会支部、関係団体等との災害時の緊急連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を確認する。
- ② 各管内の市町村等関係機関、食品衛生協会支部、関係団体等との災害時の緊急連絡先に変更があった場合には、当該情報を更新する。
- ③ 会議等の機会を利用し、関係機関との災害時の避難所設置状況等の報告体制を確認する。

3 避難者のこころのケア体制の整備【各保健所】

○各保健所

早期支援を図るために、各市町村の保健活動体制や活動内容を把握し、災害時のこころのケアを含めた保健活動体制に係る連携構築に努める。

4 リハビリテーション専門職の派遣調整体制の整備【健康推進課】

【定期】

会議等を活用し、関係機関（地域リハビリテーション指定機関及び茨城県リハビリテーション専門職協会）に対し、災害時におけるリハビリテーション専門職の派遣の協力を依頼するとともに、指定機関の連絡先を確認する。

【随時】

関係機関に変更があったときは、連絡先を更新する。

5 相談体制の整備【保健政策課、健康推進課、感染症対策課、生活衛生課、各保健所】

(1) 保健医療関係

○保健政策課、健康推進課、感染症対策課

予め災害時の保健医療に関する県民向け相談Q Aを作成し、関係課の間で情報共有しておく。

○各保健所

- ① 災害時の保健医療に関する県民向け相談Q Aを備えておくとともに、管内市町村と情報共有しておく。
- ② 災害時の相談窓口の市町村支援及び保健所窓口の運営体制をあらかじめ定めておく。

(2) 衛生関係

○生活衛生課、感染症対策課

- ① 各保健所、衛生研究所及び各食肉衛生検査所等の関係出先機関の他、国や都道府県、市町村等関係機関、県食品衛生協会、関係団体等との災害時の緊急連絡先（電話番号（固定・携帯）、F A X番号、メールアドレス等）を確認する。
- ② 庁内関係課との災害時緊急連絡先を確認する。
- ③ 予め災害時の食品衛生管理や感染症予防に関する県民向け相談Q Aを作成し、保健所等に配布するとともに、関係課と情報共有しておく。
- ④ 各保健所、衛生研究所及び各食肉衛生検査所等の関係出先機関、国や都道府県、市町村等関係機関、県食品衛生協会、関係団体等との災害時の緊急連絡先に変更があった場合には、当該情報を更新する。
- ⑤ 更新したデータを各関係機関に還元する。

○各保健所

- ① 各管内の市町村等関係機関、食品衛生協会支部、関係団体等との災害時の緊急連絡先（電話番号（固定・携帯）、F A X番号、メールアドレス等）を確認する。
- ② 予め災害時の食品衛生管理や感染症予防に関する県民向け相談Q Aを備えておくとともに、管内市町村と情報共有しておく。
- ③ 各管内の市町村等関係機関、食品衛生協会支部、関係団体等との災害時の緊急連絡先に変更があった場合には、当該情報を更新する。
- ④ 会議等の機会を利用し、関係機関との災害時の食品衛生や感染症に関する相談体制等の報告体制を確認する。

(3) こころの相談窓口の設置

○各保健所

こころのケアに関する正しい知識の普及啓発を図る。

第7節 ボランティア活動の調整等

【災害時】

1 医療ボランティアの受入及び派遣【保健政策課、医療人材課 各保健所】

応急対応

○保健政策課、医療人材課

- ① 医療救護所、避難所、災害拠点病院等医療機関において医療従事者が不足する場合は、企画担当、県災害対策本部広報班を通じてマスコミ等を利用して医療ボランティアを募集する。
- ② 募集にあたっては、ボランティアの職種別に登録窓口を案内する。
- ③ ボランティアの登録は各職種別登録窓口において、「医療ボランティア登録名簿」（様式20号）により行う。
- ④ 常時、登録窓口と連携し医療ボランティアの登録状況を把握し、被災地における医療のニーズに応じ登録窓口の団体と調整の上、救護所、避難所、医療機関等に派遣する。
- ⑤ 派遣決定後は、派遣先の救護所、避難所を運営する市町村又は保健所及び医療機関に連絡し、それぞれに現地での指示を依頼する。
- ⑥ 派遣の結果は、登録窓口において「医療ボランティア活動簿」（様式22号）に記録する。

○各保健所

- ① 県が設置する医療救護所に派遣された医療ボランティアの受付を行い、「医療ボランティア受付簿」（様式21号）に記録する。
- ② 受付後、現地活動について指示する。
- ③ ボランティアの活動状況を「医療ボランティア活動簿」（様式22号）に記録する。
- ④ 派遣された医療ボランティアに対し、市町村と連携して、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該チームの避難所等への派遣の調整を行う。保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療ニーズ等の情報の提供を行うとともに、医療ボランティア間の適切な引継ぎに資するよう、医療ボランティアから報告を受けた情報の伝達等を行う。

職 種	登 録 窓 口	連絡先 (tel)
医師（看護師）	茨城県医師会	029-241-8446
歯科医師	茨城県歯科医師会	029-252-2561
薬剤師	茨城県薬剤師会	029-306-8934
保健師、看護師、災害支援ナース	茨城県看護協会	029-221-6900

ア 医師の活動

- ・ 保健医療活動チーム等に加わり、医療救護所での診療
- ・ 被災地の医療機関における診療
- ・ 後方医療施設における診療
- ・ 避難所等を巡回した診察等
- ・ 遺体の検案

※精神科の医師については被災地の医療機関及び避難所等を巡回した診察等の精神科領域を担当

イ 看護師の活動

- ・ 保健医療活動チーム等に加わり、医療救護所での診療補助
- ・ 被災地の医療機関における診療補助
- ・ 後方医療施設における診療補助
- ・ 避難所等の巡回診察の補助等

ウ 歯科医師の活動

- ・ 被災地の医療機関における診療
- ・ 避難所等を巡回し、被災者の歯科診療
- ・ 遺体の検案に際しての法歯学上の協力

エ 薬剤師の活動

- ・ 保健医療活動チーム等に加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導
- ・ 被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案
なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定
- ・ 医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務
- ・ 避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）
- ・ 避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理
- ・ 被災地等において、消毒方法等の防疫指導

オ 保健師の活動

- ・ 避難所を巡回するなどし、被災者の健康管理、健康相談、栄養指導などを行うとともに、医療ニーズを把握し、保健医療活動チーム等に連絡
- ・ 在宅被災者等への訪問による健康管理及び健康相談
- ・ 避難所における感染症予防対策

なお、次の団体の受入については、各団体と相談、調整しながら行うこととする。

職 種	登 録 窓 口	連絡先 (tel)
助産師	日本助産師会茨城県支部	029-219-7823
臨床検査技師	茨城県臨床検査技師会	029-244-4790
診療放射線技師	茨城県放射線技師会	029-243-6747
管理栄養士・栄養士	茨城県栄養士会	029-228-1089
理学療法士	茨城県理学療法士会	029-851-3511
作業療法士	茨城県作業療法士会	029-824-7611
言語聴覚士	茨城県言語聴覚士会	029-303-7033
歯科衛生士	茨城県歯科衛生士会	029-253-5807
歯科技工士	茨城県歯科技工士会	029-222-2646
精神保健福祉士	茨城県精神保健福祉士会	029-898-3661
臨床心理士	茨城県臨床心理士会	029-228-8651
はり・きゅう師	茨城県鍼灸師会	0297-68-6145
あん摩マッサージ指圧師	茨城県鍼灸マッサージ師会	029-244-4343

カ 助産師の活動

- ・ 避難所等において母子の健康指導・育児相談・授乳ケア・妊産褥婦の健康相談等

キ 臨床検査技師の活動

- ・ 被災地の医療機関における臨床検査
- ・ 後方医療施設における臨床検査
- ・ 避難所等において避難者の血栓症検診等

ク 診療放射線技師の活動

- ・ 被災地の医療機関における放射線を用いた検査・治療
- ・ 後方医療施設において放射線を用いた検査・治療

ケ 栄養士の活動

- ・ 食に関する救援物資（特殊食品を含む）の活用配分、炊き出し献立や食材、器械等の使用計画、衛生管理指導、調理のコーディネート
- ・ 被災給食施設への栄養士、管理栄養士の派遣支援
- ・ 食のボランティア等との連携による調理、盛りつけ、配膳等連携した支援、衛生管理指導
- ・ 避難所等を巡回し、食事調査、要支援者への栄養相談（特殊食品の摂り方等）

コ 理学療法士の活動

- ・ 被災地の医療機関等における理学療法
- ・ 後方医療施設等における理学療法
- ・ 避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等

サ 作業療法士の活動

- ・ 被災地の医療機関等における作業療法
- ・ 後方医療施設等における作業療法
- ・ 避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等

シ 言語聴覚士の活動

- ・ 避難所等における被災者（高齢者・障害児者）とのコミュニケーション活動支援等
- ・ 避難所等における被災者（高齢者・嚥下障害者）の食事方法の指導等

ス 歯科衛生士の活動

- ・ 避難所等を巡回し、被災者の歯科診療の補助、口腔ケア指導等

セ 歯科技工士の活動

- ・ 避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等

ソ 精神保健福祉士の活動

- ・ 被災地の精神科病院、精神障害者福祉施設等における精神障害者の相談・援助

タ 臨床心理士の活動

- ・ 避難所等を巡回し、被災者の心の相談
- ・ 県、市町村が設置する心の相談窓口においての相談
- ・ 災害対策要員のメンタルケア

チ はり師

- ・ 避難所等において、はりの施術

ツ きゅう師

- ・ 避難所等において、きゅうの施術

テ あん摩マッサージ指圧師の活動

- ・ 避難所等において、あん摩マッサージ指圧の施術

【平時】

1 医療ボランティアの受入・派遣体制の整備【保健政策課】

災害時の医療ボランティアの登録窓口を医療関係団体に担当してもらうことについて、会議等を通じ確認する。

第8節 防疫

【災害時】

1 感染症対策【感染症対策課、各保健所、衛生研究所】

応急対応

茨城県感染症事務マニュアル（平成23年3月制定。以下「感染症マニュアル」という。）及び茨城県災害時保健活動マニュアルに定めるもののほか、以下により災害感染症対策を進めるものとする。

○感染症対策課

- ① 保健所から「防疫措置の必要な地域、場所、施設等の被災状況報告書」（様式23号）により報告を受け、防疫措置の必要な地域、場所、施設等の情報を収集する。
- ② 避難所の感染症対策を把握し、防疫措置が必要な避難所、施設等に対し、感染症発生時に使用する備蓄品（ガウン、マスク、消毒薬等）の整備状況を確認する。
- ③ 消毒薬やマスク等の感染症予防対策物品が確保できない場合は、厚生労働省等に要望し必要数を確保する。
- ④ 防疫措置が必要な避難所、施設等を管轄する関係機関に対し、感染症予防対策について周知する。
- ⑤ 統一的な様式で報告された情報を分析すること等による避難所感染症サーベイランスを開始し、定期的に感染症発生状況を把握するとともに、厚生労働省及び関係機関に報告する。
- ⑥ 災害に伴う感染症が発生した場合、保健所からの積極的疫学調査の結果を厚生労働省及び関係機関に報告する。
- ⑦ 災害発生地域の感染症予防対策について、報道機関等を活用して広報活動を実施する。
- ⑧ 病原体等取扱施設の被災状況を把握し、病原体等の管理体制を強化するよう指導する。
- ⑨ 衛生研究所等において、病原体等の保管状況について破損等の報告があった場合には、直ちに厚生労働省及び関係機関に報告する。

○各保健所

- ① 防疫措置の必要な地域、場所、施設等の被災状況を調査し、「防疫措置の必要な地域、場所、施設等の被災状況報告書」（様式23号）により感染症対策課に報告する。
- ② 避難所の感染症対策を把握し、防疫措置が必要な避難所、施設等に対し、感染症発生時に使用する備蓄品（ガウン、マスク、消毒薬等）を供給する。
- ③ 防疫措置が必要な避難所、施設及びそれを管轄する市町村に対し、感染症予防対策の指導及び衛生指導を行う。
- ④ 統一的な様式で報告された情報を分析すること等による避難所感染症サーベイランスから管内の感染症発生状況を把握し、感染症予防対策を講ずる。
- ⑤ 感染症が発生した場合、積極的疫学調査を実施し、感染拡大防止策を行う。
- ⑥ 被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者を発見した場合、同法に基づき適切な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。
- ⑦ 被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の発生の予防やまん延を防止することが困難な場合は、当該感染症の病原体に汚染された場所等を市町村に消毒するよう指示するなどの措置を講ずる。
- ⑧ 災害発生地域の感染症予防対策について、市町村の協力を得て、パンフレット配布や広報車等による広報活動を実施する。
- ⑨ ①から⑧の災害防疫に関し、記録整理し、感染症対策課に報告する。

○衛生研究所

- ① 災害による検査機器の被害及び精度状況を確認し、その被害状況について感染症対策課に報告する。被災の状況によっては、検査実施を一時的に見合わせる。
- ② 病原体等の保管状況を確認し、破損等があった場合には、直ちに感染症対策課に報告する。
- ③ 避難所感染症サーベイランスの情報収集・システム入力等を行い、感染症発生状況を把握するとともに、感染症対策課に報告する。
- ④ 避難所感染症サーベイランスから得られた感染症発生状況や感染症予防対策について、ホームページ等で周知する。

2 食中毒対策【生活衛生課、各保健所、衛生研究所】

応急対応

○生活衛生課

- ① 感染症対策課から、各市町村の防疫体制に関する情報を把握する。
- ② 防疫体制に関する情報に関して担当保健所と情報共有を行う。

○各保健所

- ① 管内市町村内に防疫班が設置された場合には、当該市町村における衛生状況も踏まえ、技術的、専門的見地からの助言を行うなど市町村への協力体制を整える。
- ② 県民からの問合せに対応するための体制を整える。

○衛生研究所

食中毒に関する食品等の検査を行う。

3 衛生害虫の駆除【生活衛生課、各保健所】

応急対応

- ① 保健所担当者は、情報収集に努める。
- ② 生活衛生課は、保健所及び茨城県ペストコントロール協会からの情報を取りまとめる。
- ③ 人の被害を与える可能性がある害虫が発生する等のおそれがある場合は、茨城県ペストコントロール協会との「災害時における防疫活動に関する協定」に基づき、消毒、害虫防除などの防疫業務を要請する。

【保健医療部以外（参考）】

4 飲料水の安全確保【県民生活環境部水政課、各保健所】

応急対応

○水政課

水質検査の実施〈断水により井戸水等を飲用しなければならない場合〉

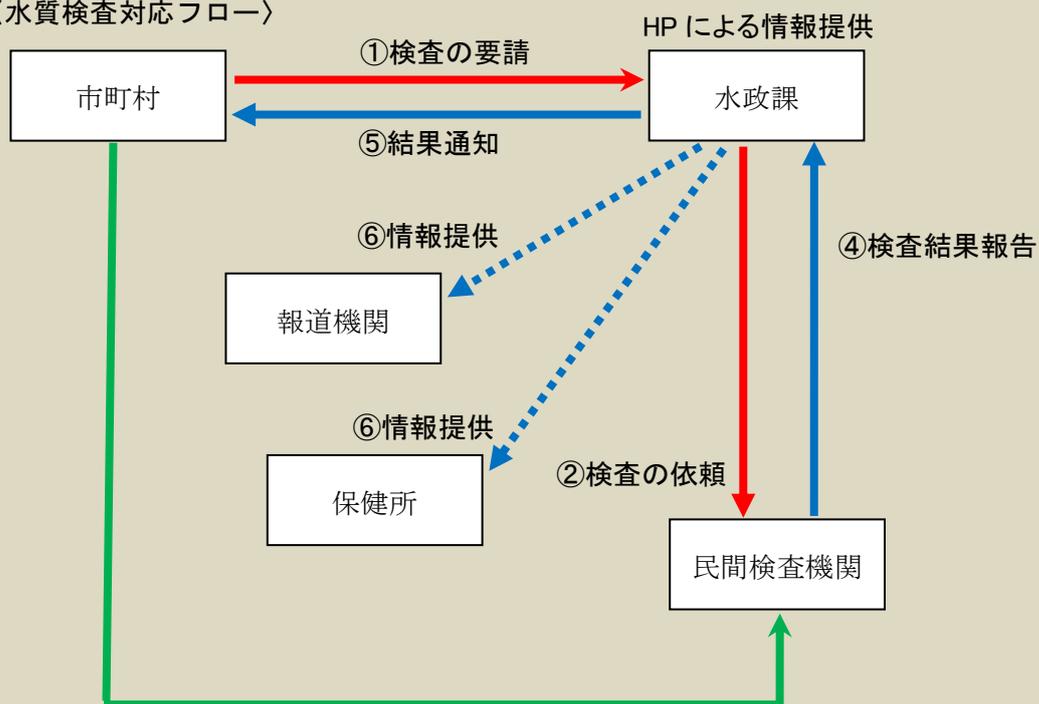
- ・ 市町村から要請があった場合又は県が必要と認める場合は、民間検査機関に検査を依頼する。

※市町村が県に要請する前提

- ・ 大規模災害により断水し、やむを得ず井戸水等を飲用しなければならない場合で、市町村の水道施設及び設備も被災し、行政機関としての機能も失われる等検査を実施する体制を構築できない場合

- ・ 手順については、水質検査対応フローのとおり

〈水質検査対応フロー〉



【平時】

1 感染症対策体制の整備【感染症対策課、各保健所、衛生研究所】

○感染症対策課

- ① 毎年4月に、感染症マニュアルに定める各保健所及び衛生研究所の感染症対策班の構成（感染症サーベイランス担当者を含む。）並びに連絡手段、連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を示した感染症緊急防疫業務に係る緊急連絡先一覧（以下「緊急連絡網」という。）を作成する。
- ② 県が管理している感染症発生時に使用する備蓄品（ガウン、マスク、消毒薬等）を確認する。
- ③ 国から感染症に関する新たな取組が示された場合など、必要に応じ、感染症マニュアルの改定を行う。
- ④ 感染症に関する緊急連絡網等のデータの更新を行う。
- ⑤ 統一的な様式で報告された情報を分析すること等による避難所感染症サーベイランスの実施体制を整備する。
- ⑥ 災害時の感染症対策について、研修や訓練を実施するなど、対応能力の向上に努める。
- ⑦ 避難所等、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から市町村と連携し、予防接種を促進する。

○各保健所

- ① 毎年4月に感染症対策班の構成や、管内市町村の緊急連絡網（担当者、連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を作成する。
- ② 毎年4月に感染症発生時の使用する備蓄品一覧（ガウン、マスク、消毒薬等）を確認する。
- ③ 緊急連絡網等のデータの更新を行う。
- ④ 災害時に設置される避難所における統一的な様式で報告された情報を分析すること等による感染症サーベイランスについて、周知を図る。
- ⑤ 社会福祉施設等の巡回指導を行い、災害時の感染症対策について確認する。
- ⑥ 地理的環境的諸条件や過去の被害の状況を勘案して、現在の状況を確認する。
- ⑦ 災害時の感染症対策に係る研修や訓練を実施するなど、対応能力の向上に努める。

○衛生研究所

- ① 毎年4月に感染症対策班の構成や緊急連絡網（担当者、連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を確認する。
- ② 病原体等安全管理規程に変更が生じた場合、改定する。
- ③ 検査機器の精度管理および病原体等の管理について確認する。
- ④ ホームページ等で、感染症の発生状況に合わせた情報、感染症予防のリーフレット・ポスターを掲載する。

2 食中毒対策体制の整備【生活衛生課、各保健所、衛生研究所】

○生活衛生課

- ① 各保健所、衛生研究所、各食肉衛生検査所等の関係出先機関の他、国や都道府県、市町村等関係機関、県食品衛生協会、関係団体等との災害時の緊急連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を確認し、リストを作成する。
- ② 予め災害時の食中毒に関する県民向け相談Q Aを作成し、保健所等に配布するとともに、関係課と情報共有しておく。
- ③ 各保健所、衛生研究所及び各食肉衛生検査所等の関係出先機関、国や都道府県、市町村等関係機関、県食品衛生協会、関係団体等との災害時の緊急連絡先に変更があった場合には、当該情報を更新する。
- ④ 更新したデータを各関係機関に還元する。

○各保健所

- ① 各管内の市町村等関係機関、食品衛生協会支部、関係団体等との災害時の緊急連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を確認し、リストを作成する。
- ② 予め災害時の食中毒対策に関する県民向け相談Q Aを備えておくとともに、関係市町村と情報共有しておく。
- ③ 各管内の市町村等関係機関、食品衛生協会支部、関係団体等との災害時の緊急連絡先に変更があった場合には、当該情報を更新する。
- ④ 会議等の機会を利用し、関係機関との災害時の食中毒予防に関する防疫体制等の報告体制を確認する。

3 衛生害虫の駆除体制の整備【生活衛生課】

- ① 衛生害虫についての情報収集・交換に努める。
- ② 各保健所、茨城県ペストコントロール協会との情報共有に努める。
- ③ 水産加工場等衛生害虫が大量発生しやすい施設の所在地を確認する。
- ④ 茨城県ペストコントロール協会と「災害時における防疫活動に関する協定」について確認する。

【保健医療部以外（参考）】

4 飲料水の安全確保体制の整備【県民生活環境部水政課】

○検査体制の確保

- ・ 断水により井戸水等を飲用しなければならない場合で、市町村から要請があった場合に備え、検査体制を整備する。
- ・ 民間検査機関において実施する井戸水等の検査項目は、「飲用井戸等の安全確保のための指針」に定める13項目とする。

※「飲用井戸等の安全確保のための指針」に定める13項目

- ①一般細菌 ②大腸菌 ③亜硝酸態窒素 ④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ⑤鉄及びその化合物 ⑥塩化物イオン ⑦カルシウム、マグネシウム等（硬度）
- ⑧有機物等 ⑨pH値 ⑩味 ⑪臭気 ⑫色度 ⑬濁度

第9節 遺体の処理

【災害時】

1 検案【保健政策課、各保健所】

応急対応

○保健政策課

- ① 検案は、災害現場、遺体収容先、医療救護所、医療機関等において死亡を確認した医師が実施するものとするが、多数の死者が発生し、遺体を検案する医師が不足する場合は、筑波大学法医学研究室、茨城県医師会（死体検案認定医）及び医療ボランティア（医師）の協力を要請し、これらの医師を充てるほか、災害救助法により一般医療機関の医師に協力を命じる。
- ② 市町村及び県だけでは対応が困難な場合は、国に対し応援を依頼する。
- ③ 検死・検案にあたっては、災害時歯科医療救護に関する協定に基づき、茨城県歯科医師会に対し法歯学上の協力を求める。

○各保健所

- ① 現地の状況を調査し、検案に従事する医師が不足すると認めるときは、保健政策課に連絡する。
- ② 市町村、保健政策課と協議して医療ボランティア等の配置調整を行うとともに、県が設置する救護所における検案等の業務を指示する。

2 遺体の洗浄・縫合・消毒【保健政策課、各保健所】

応急対応

○保健政策課

- ① 災害時の混乱により速やかに遺体の処理を行うことが困難な場合は、日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班のほか現地の医療救護チームに遺体の洗浄・縫合・消毒を依頼する。
- ② 多数の死者が発生し、遺体の洗浄・縫合・消毒を行う者が不足する場合は、医療ボランティアの協力を要請し、これらを充てるほか、災害救助法により一般医療機関の医師等に協力を命じる。
- ③ 市町村及び県だけでは対応が困難な場合は、国に対し応援を依頼する。

○各保健所

- ① 現地の状況を調査し、遺体の洗浄・縫合・消毒を行う者が不足すると認めるときは、保健政策課に連絡する。
- ② 市町村、保健政策課と協議して医療ボランティア等の配置調整を行うとともに、県が設置する医療救護所における遺体の洗浄等の業務を指示する。

3 火葬【生活衛生課】

応急対応

- (1) 各市町村からの報告及び応援要請に基づき、必要に応じて近隣市町村に火葬の応援を依頼する。
- (2) 県内の火葬能力を超える遺体が発生した場合には、近隣県に応援の要請を行う。
- (3) 「災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定」に基づき、茨城中央葬祭業協同組合に遺体の搬送を依頼する。

【平時】

1 検案体制の整備【保健政策課】

県警本部、筑波大学法医学研究室及び茨城県医師会（死体検案認定医）との協力体制について定期的に確認する。

2 遺体の洗浄・縫合・消毒体制の整備【保健政策課】

日本赤十字社茨城県支部などの関係機関と災害時の協力体制について定期的に確認する。

3 火葬体制の整備【生活衛生課】

- (1) 毎年4月に、各市町村、各火葬場、各公営墓地及び大規模墓地等の担当窓口、担当者、連絡手段、連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を確認し、リストを作成する。
- (2) (1)の調査結果を基に「火葬場等関係者対応窓口一覧」を作成し、各市町村に対し、調査結果を還元する。
- (3) 併せて、各火葬場の火葬能力の調査及び各公営墓地及び大規模墓地等の状況調査を行う。
- (4) 各市町村、各火葬場、各公営墓地及び大規模墓地等の担当窓口、担当者、連絡手段、連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）の変更の報告があった場合は、「火葬場等関係者対応窓口一覧」のデータを更新する。
- (5) 更新したデータを各市町村に還元する。

第10節 被災動物対策

【災害時】

1 被災動物対策【生活衛生課、動物指導センター】

応急対応

災害時には、負傷動物や逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が所有者とともに避難所に避難することが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

また、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物が逸走した場合は、必要な措置を講ずる。

○生活衛生課

① 協力体制の確立及び連絡調整

- ・ 市町村を通じて避難所における愛玩動物の受入状況を収集するとともに、市町村等関係機関や県獣医師会、動物関係団体と連携して実施する協力体制の確立及び連絡調整

② 国等への支援要請

- ・ 必要に応じ国、都道府県等への支援要請を実施

○動物指導センター

① 被災地における愛玩動物を保護する。

- ・ 所有者不明の愛玩動物については、県獣医師会や動物関係団体等と協力した保護及び収容場所の確保対策

② 避難所における愛玩動物の適正飼育の指導等を行う。

- ・ 動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、避難所を設置する市町村及び県獣医師会や動物関係団体等と協力して、所有者とともに避難した動物の飼養に関する指導、助言等

③ 特定動物の逸走対策を行う。

- ・ 特定動物の飼養施設の被害状況を把握するとともに、所有者不明で逸走している事例にあっては関係機関と連携し、必要な措置を実施

【平時】

1 被災動物対策体制の整備【生活衛生課、動物指導センター】

○生活衛生課

- ① 国や都道府県、市町村等関係機関、県獣医師会、動物関係団体等の連絡手段、連絡先（電話番号（固定・携帯）、FAX番号、メールアドレス等）を確認し、リストを作成する。
- ② 市町村担当者等との連絡会議（毎年開催）等において、動物保護対策の概要について説明する。

○動物指導センター

- ① 所有者に対する動物の災害対策の普及啓発を図る。
 - ・ 災害発生時における被災動物の避難は動物の所有者が自己責任において行うものとして所有者に対する周知
 - ・ 所有者に対し、非常災害に際して被災動物が迷惑にならないように、「しつけ」や感染症予防のための「ワクチン接種」などの準備を啓発
 - ・ 被災動物が迷子になりどこかで保護されたとき、所有者がわかるよう迷子札やマイクロチップの装着を啓発
- ② 特定動物の飼養者対策を行う。
 - ・ 特定動物の飼養施設にあつては、災害発生時に動物の逸走を防止するため施設の保守点検の徹底等の指導
- ③ 動物取扱業者への対策を行う。
 - ・ 動物取扱業者にあつては、災害発生時に備え、あらかじめ取り扱っている動物の避難場所確保の指導

第4章 平時における備え及び防災訓練の実施等

第1節 平時における備え及び防災訓練の実施等

1 平時における備えの実施【共通】

本マニュアルに記載した、平時における備えについては、速やかに行動に移し、災害時に円滑かつ適確に対応できるよう万全を期すこととする。

2 総合防災訓練への参加【共通】

毎年実施される県と市町村合同による総合防災訓練に参加し、次の訓練を実施する。

- (1) 医療救護所の設置
 - ① 市町村災害対策本部との連絡による被害状況（負傷者発生状況）把握
 - ② 県による医療救護所の設置
- (2) 医療救護チーム等への支援要請
 - ① 日本赤十字社茨城県支部への要請
 - ② DMATへの要請
 - ③ 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等への要請
 - ④ 災害医療コーディネーターの派遣要請
- (3) 医療救護所での応急医療
 - ① 模擬患者使用によるトリアージの実施
 - ② 負傷者への応急処置
 - ③ 重傷者の後方医療施設への搬送
- (4) 医薬品の供給
 - ① 医薬品卸業組合への要請
 - ② 医療救護所、後方医療施設への医薬品供給
- (5) 災害拠点病院の連携
 - ① 患者受入等の調整
 - ② 後方医療施設への医師等の派遣
- (6) 災害時要援護者の避難
 - ① 施設入所者、在宅要援護者の避難支援
 - ② 医療機関、施設への移送
- (7) その他

3 図上訓練の実施【保健政策課】

年に1回程度、関係機関と連携し、図上（机上）訓練を実施する。

4 災害対策マニュアルの見直し【保健政策課】

上記訓練の実施に併せてマニュアルを点検し、逐時修正を行う。

関 係 団 体 等 連 絡 先

名 称	所 在 地	連 絡 先	締 結 協 定 等
【医療対策班関係団体】			
(一社) 茨城県医師会 (J M A T 茨城)	〒310-0852 水戸市笠原町489 茨城県メディカルセンター内	TEL 029-241-8446 防災TEL 8-862-8400 FAX 029-243-5071 防災FAX 8-862-8450	災害時の医療救護についての協定
(公社) 茨城県歯科医師会	〒310-0911 水戸市見和2-292	TEL 029-252-2561 防災TEL 8-863-8400 FAX 029-253-1075 防災FAX 8-863-8450	災害時の医療救護についての協定
(公社) 茨城県薬剤師会	〒310-0852 水戸市笠原町978-47 茨城県薬剤師会館内	TEL 029-306-8934 防災TEL 8-864-8400 FAX 029-306-8040 防災FAX 8-864-8450	災害時の医療救護活動に関する協定
(公社) 茨城県看護協会	〒310-0034 水戸市緑町3-5-35 茨城県保健衛生会館内	TEL 029-221-6900 防災TEL 8-865-8400 FAX 029-226-0493 防災FAX 8-865-8450	
日本赤十字社茨城県支部	〒310-0914 水戸市小吹町2551	TEL 029-241-4516 防災TEL 8-854-8400 FAX 029-241-4714 防災FAX 8-854-8450	
(一社) 茨城県病院協会	〒310-0852 水戸市笠原町489 茨城県メディカルセンター内	TEL 029-243-6575 FAX 029-243-6833	
(一社) 茨城県助産師会	〒311-0117 那珂市豊喰1108-4 みどりご助産院内	TEL 029-219-7823 FAX 029-219-7823	
(公社) 茨城県臨床検査技師会	〒310-0851 水戸市千波町1918-1 茨城県総合福祉会館内	TEL 029-244-4790 FAX 029-244-5063	
(公社) 茨城県放射線技師会	〒310-0851 水戸市千波町1918-1 茨城県総合福祉会館内	TEL 029-243-6747 FAX 029-243-6767	
(公社) 茨城県理学療法士会	〒305-8558 つくば市天久保1-3-1 筑波メディカルセンター病院 リハビリテーション療法科内	TEL 029-851-3511 防災TEL FAX 020-4622-3304 防災FAX	
(一社) 茨城県精神科病院協会	〒311-1115 水戸市大串町715 汐ヶ崎病院内	TEL 029-269-2226 FAX 029-269-4387	災害派遣精神医療チーム (D P A T) に関する協定
【救護班関係団体】			
(福) 茨城県社会福祉協議会	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	TEL 029-241-1133 防災TEL 8-874-8400 FAX 029-241-1434 防災FAX 8-874-8450	
茨城県救護施設協議会	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	TEL 029-241-1133 FAX 029-241-1434	

関 係 団 体 等 連 絡 先

名 称	所 在 地	連 絡 先		締 結 協 定 等
【避難行動要支援者（難病患者）支援班関係団体】				
茨城県難病団体連絡協議会	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	TEL	029-244-4535	
		FAX	029-244-4535	
【避難行動要支援者（高齢者）支援班関係団体】				
茨城県老人福祉施設協議会	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	TEL	029-241-8529	災害時における老人福祉施設に関する基本協定
		FAX	029-241-4456	
(一社) 茨城県介護老人保健施設協会	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	TEL	029-291-5376	災害時における介護老人保健施設に関する基本協定
		FAX	029-291-6057	
茨城 J R A T 事務局	〒319-2261 常陸大宮市上町313 志村大宮病院 茨城北西総合リハビリテーションセンター内	TEL	0295-53-1111	
		FAX	0295-53-8215	
【避難行動要支援者（障害者）支援班関係団体】				
(公社) 茨城県理学療法士会	〒305-8558 つくば市天久保1-3-1 筑波メディカルセンター病院 リハビリテーション療法科内	TEL	029-851-3511	
		FAX	020-4622-3304	
(一社) 茨城県作業療法士会	〒300-0032 土浦市湖北2-10-35 アール医療福祉専門学校内	TEL	029-824-7611	
		FAX	029-823-5155	
(一社) 茨城県言語聴覚士会	〒310-0035 水戸市東原3-2-5 水戸メディカルカレッジ 言語聴覚療法学科内	TEL	029-303-7033	
		FAX	029-303-7034	
茨城県精神保健福祉士会	〒300-0213 かすみがうら市牛渡5513-1 ほびき園内	TEL	029-898-3661	
		FAX	029-898-3760	
茨城県臨床心理士会	〒310-8512 水戸市文京2-1-1 茨城大学大学院教育学研究科 臨床心理相談室内	TEL		
		FAX	029-228-8651	
(一社) 茨城県心身障害者福祉協会	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	TEL	029-244-7461	
		FAX	029-243-4429	
【避難行動要支援者（母子）支援班関係団体】				
茨城県児童福祉施設協議会	〒313-0003 常陸太田市瑞龍町1425 児童福祉施設誉田養徳園内	TEL	0294-72-3415	
		FAX	0294-72-4425	
茨城県児童福祉施設長会	〒310-0852 水戸市千波町1918 茨城県社会福祉協議会内	TEL	029-241-1133	
		FAX	029-241-1434	
茨城県里親連合会	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県社会福祉協議会内	TEL	029-241-1133	
		FAX	029-241-1434	

関 係 団 体 等 連 絡 先

名 称	所 在 地	連 絡 先	締 結 協 定 等
社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉 連合会	〒310-0065 水戸市八幡町11-52 ラーク・ハイツ内	TEL 029-221-7505 FAX 029-221-8618	
茨城県保育協議会	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県社会福祉協議会内	TEL 029-243-4034 FAX 029-241-1434	
茨城県民間保育協議会	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県社会福祉協議会内	TEL 029-243-4034 FAX 029-241-1434	
【保健予防班関係団体】			
(公社) 茨城県看護協会	〒310-0034 水戸市緑町3-5-35 茨城県保健衛生会館内	TEL 029-221-6900 防災TEL 8-865-8400 FAX 029-226-0493 防災FAX 8-865-8450	
茨城県市町村保健師連絡協議会	〒310 - 0852 茨城県水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館4階	TEL 029-301-1571 FAX 029-301-1575	
(公社) 茨城県栄養士会	〒310-0034 水戸市緑町3-5-35 茨城県保健衛生会館内	TEL 029-228-1089 FAX 029-228-4271	
【薬務班関係団体】			
茨城県医薬品卸業組合	〒319-0317 水戸市内原1丁目134 (株)メディセオ内	TEL 029-257-0830 FAX 029-257-0645	茨城県災害用医薬品等確保対 策事業委託契約
(一社) 茨城県登録販売者協会	〒300-0051 土浦市真鍋3-5-25 ウエルシア薬局(株) 土浦真鍋店内	TEL 029-825-3531 FAX 029-825-3532	一般医薬品等の調達に関する 協定
(一社) 日本産業・医療ガス協会 医療ガス部門 関東地域本部 茨城県支部	〒316-0035 日立市国分町3-1-17 大陽日酸東関東(株) 日立営業所内	TEL 0294-36-0811 FAX 0294-38-6122	医療用ガス等の調達に関する 協定
茨城県医療機器販売業協会	〒311-0118 那珂市福田1602-1 中嶋メディカルサプライ(株) 水戸営業所内	TEL 029-295-5744 FAX 029-295-5744	医療機器等の調達に関する協 定
茨城県赤十字血液センター	〒311-3117 東茨城郡茨城町桜の郷3114-8	TEL 029-246-5566 FAX 029-246-5614	
茨城県医薬工業会	〒310-0852 水戸市笠原町978-47 茨城県薬剤師会館内	TEL 029-301-6005 FAX 029-306-8040	
茨城県毒物劇物保安協会	〒310-0852 水戸市笠原町978-47 茨城県薬剤師会館内	TEL 029-301-6005 FAX 029-306-8040	

関 係 団 体 等 連 絡 先

名 称	所 在 地	連 絡 先		締 結 協 定 等
【生活衛生班関係団体】				
(公社) 茨城県獣医師会	〒310-0851 水戸市千波町1234-20	TEL	029-241-6242	災害時における愛玩動物の 救護活動に関する協定
		FAX	029-241-6249	
(一社) 茨城県ペストコントロール 協会	〒310-0836 水戸市元吉田町1736-8 (ウメザワ産業株式会社内)	TEL	029-248-6421	災害時における防疫活動に 関する協定
		FAX	029-248-3011	
茨城中央葬祭業協同組合	〒310-0836 桜川市東桜川3-13 (株)さくらほーる内)	TEL	0296-75-4066	災害時における棺及び葬祭 用品の供給並びに遺体の搬送 等の協力に関する協定
		FAX	0296-75-2555	
日本水道協会茨城県支部 (日立市企業局)	〒317-8601 日立市助川町1-1-1 (日立市役所内)	TEL	0294-22-3111	
		FAX	0294-22-5088	

※ 防災電話・FAX番号は県庁から発信する場合の番号。出先等から発信する場合は番号が異なるので注意

災害拠点病院・DMAT指定医療機関・災害拠点精神科病院

名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
水戸赤十字病院	〒310-0011 水戸市三の丸3-12-48	TEL 029-221-5177 防災TEL 8-701-8400 FAX 029-227-0819 防災FAX 8-701-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
水戸済生会総合病院	〒311-4198 水戸市双葉台3-3-10	TEL 029-254-5151 防災TEL 8-702-8400 FAX 029-254-0502 防災FAX 8-702-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
総合病院 水戸協同病院	〒310-0015 水戸市宮町3-2-7	TEL 029-231-2371 防災TEL 8-703-8400 FAX 029-221-5137 防災FAX 8-703-8450	◎DMAT指定医療機関
(独) 国立病院機構 水戸医療センター	〒311-3193 東茨城郡茨城町桜の郷280	TEL 029-240-7711 防災TEL 8-700-8400 FAX 029-240-7788 防災FAX 8-700-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
茨城県立中央病院	〒309-1703 笠間市鯉淵6528	TEL 0296-77-1121 防災TEL 8-704-8400 FAX 0296-77-2886 防災FAX 8-704-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
茨城県立こころの医療センター	〒309-1717 笠間市旭町654	TEL 0296-77-1151 防災TEL 8-729-8400 FAX 0296-77-1739 防災FAX 8-729-8450	◇災害拠点精神科病院
(株) 日立製作所 ひたちなか総合病院	〒312-0057 ひたちなか市石川町20-1	TEL 029-354-5111 防災TEL 8-705-8400 FAX 029-354-6842 防災FAX 8-705-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
(株) 日立製作所 日立総合病院	〒317-0077 日立市城南町2-1-1	TEL 0294-23-1111 防災TEL 8-706-8400 FAX 0294-23-8320 防災FAX 8-706-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
小山記念病院	〒314-0030 鹿嶋市厨5-1-2	TEL 0299-85-1111 防災TEL 8-749-8400 FAX 0299-85-1112 防災FAX 8-749-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
神栖済生会病院	〒314-0112 神栖市知手中央7-2-45	TEL 0299-97-2111 防災TEL 8-750-8400 FAX 0299-97-2134 防災FAX 8-750-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
J Aとりで総合医療センター	〒302-0022 取手市本郷2-1-1	TEL 0297-74-5551 防災TEL 8-709-8400 FAX 0297-74-2721 防災FAX 8-709-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
取手北相馬保健医療センター 医師会病院	〒302-0032 取手市野々井1926	TEL 0297-78-6111 防災TEL 8-710-8400 FAX 0297-78-6116 防災FAX 8-710-8450	◎DMAT指定医療機関
牛久愛和総合病院	〒300-1296 牛久市猪子町896	TEL 029-873-3111 防災TEL 8-751-8400 FAX 029-874-1031 防災FAX 8-751-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
つくばセントラル病院	〒300-1211 牛久市柏田町1589-3	TEL 029-872-1771 防災TEL 8-755-8400 FAX 029-874-4763 防災FAX 8-755-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関

災害拠点病院・DMAT指定医療機関・災害拠点精神科病院

名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
総合病院 土浦協同病院	〒300-0028 土浦市おおつ野4丁目1番1号	TEL 029-830-3711 防災TEL 8-711-8400 FAX 029-846-3721 防災FAX 8-711-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
筑波メディカルセンター病院	〒305-0005 つくば市天久保1-3-1	TEL 029-851-3511 防災TEL 8-714-8400 FAX 029-858-2773 防災FAX 8-714-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
筑波大学附属病院	〒305-0005 つくば市天久保2-1-1	TEL 029-853-3900 防災TEL 8-713-8400 FAX 029-853-3904 防災FAX 8-713-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関 ◇災害拠点精神科病院
筑波記念病院	〒300-2622 つくば市大字要1187-299	TEL 029-864-1212 防災TEL 8-769-8400 FAX 029-864-8135 防災FAX 8-769-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
茨城県西部メディカルセンター	〒308-0813 筑西市大塚555番地	TEL 0296-24-9111 防災TEL 8-715-8400 FAX 0296-24-9171 防災FAX 8-715-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
医療法人達生堂 城西病院	〒307-0001 結城市結城10745-24	TEL 0296-33-2111 防災TEL 8-778-8400 FAX 0296-32-1937 防災FAX 8-778-8450	◎DMAT指定医療機関
古河赤十字病院	〒306-0014 古河市下山1150	TEL 0280-23-7111 防災TEL 8-716-8400 FAX 0280-23-7120 防災FAX 8-716-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
茨城西南医療センター病院	〒306-0433 猿島郡境町2190	TEL 0280-87-8111 防災TEL 8-717-8400 FAX 0280-86-7702 防災FAX 8-717-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関

※ 防災電話・FAX番号は県庁から発信する場合の番号。出先等から発信する場合は番号が異なるので注意
（「茨城県防災電話番号簿」参照）

災害拠点病院・DMA T 指定医療機関・災害拠点精神科病院

名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
水戸赤十字病院	〒310-0011 水戸市三の丸3-12-48	TEL 029-221-5177 防災TEL 8-701-8400 FAX 029-227-0819 防災FAX 8-701-8450	☆災害拠点病院 ◎DMA T 指定医療機関
水戸済生会総合病院	〒311-4198 水戸市双葉台3-3-10	TEL 029-254-5151 防災TEL 8-702-8400 FAX 029-254-0502 防災FAX 8-702-8450	☆災害拠点病院 ◎DMA T 指定医療機関
総合病院 水戸協同病院	〒310-0015 水戸市宮町3-2-7	TEL 029-231-2371 防災TEL 8-703-8400 FAX 029-221-5137 防災FAX 8-703-8450	◎DMA T 指定医療機関
(独) 国立病院機構 水戸医療センター	〒311-3193 東茨城郡茨城町桜の郷280	TEL 029-240-7711 防災TEL 8-700-8400 FAX 029-240-7788 防災FAX 8-700-8450	☆災害拠点病院 ◎DMA T 指定医療機関
茨城県立中央病院	〒309-1703 笠間市鯉淵6528	TEL 0296-77-1121 防災TEL 8-704-8400 FAX 0296-77-2886 防災FAX 8-704-8450	☆災害拠点病院 ◎DMA T 指定医療機関
茨城県立こころの医療センター	〒309-1717 笠間市旭町654	TEL 0296-77-1151 防災TEL 8-729-8400 FAX 0296-77-1739 防災FAX 8-729-8450	◇災害拠点精神科病院
(株) 日立製作所 ひたちなか総合病院	〒312-0057 ひたちなか市石川町20-1	TEL 029-354-5111 防災TEL 8-705-8400 FAX 029-354-6842 防災FAX 8-705-8450	☆災害拠点病院 ◎DMA T 指定医療機関
(株) 日立製作所 日立総合病院	〒317-0077 日立市城南町2-1-1	TEL 0294-23-1111 防災TEL 8-706-8400 FAX 0294-23-8320 防災FAX 8-706-8450	☆災害拠点病院 ◎DMA T 指定医療機関
小山記念病院	〒314-0030 鹿嶋市厨5-1-2	TEL 0299-85-1111 防災TEL 8-749-8400 FAX 0299-85-1112 防災FAX 8-749-8450	☆災害拠点病院 ◎DMA T 指定医療機関
神栖済生会病院	〒314-0112 神栖市知手中央7-2-45	TEL 0299-97-2111 防災TEL 8-750-8400 FAX 0299-97-2134 防災FAX 8-750-8450	☆災害拠点病院 ◎DMA T 指定医療機関
J A とりで総合医療センター	〒302-0022 取手市本郷2-1-1	TEL 0297-74-5551 防災TEL 8-709-8400 FAX 0297-74-2721 防災FAX 8-709-8450	☆災害拠点病院 ◎DMA T 指定医療機関
牛久愛和総合病院	〒300-1296 牛久市猪子町896	TEL 029-873-3111 防災TEL 8-751-8400 FAX 029-874-1031 防災FAX 8-751-8450	☆災害拠点病院 ◎DMA T 指定医療機関
つくばセントラル病院	〒300-1211 牛久市柏田町1589-3	TEL 029-872-1771 防災TEL 8-755-8400 FAX 029-874-4763 防災FAX 8-755-8450	☆災害拠点病院 ◎DMA T 指定医療機関
総合病院 土浦協同病院	〒300-0028 土浦市おおつ野4丁目1番1号	TEL 029-830-3711 防災TEL 8-711-8400 FAX 029-846-3721 防災FAX 8-711-8450	☆災害拠点病院 ◎DMA T 指定医療機関

災害拠点病院・DMAT指定医療機関・災害拠点精神科病院

名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
筑波メディカルセンター病院	〒305-0005 つくば市天久保1-3-1	TEL 029-851-3511 防災TEL 8-714-8400 FAX 029-858-2773 防災FAX 8-714-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
筑波大学附属病院	〒305-0005 つくば市天久保2-1-1	TEL 029-853-3900 防災TEL 8-713-8400 FAX 029-853-3904 防災FAX 8-713-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関 ◇災害拠点精神科病院
筑波記念病院	〒300-2622 つくば市大字要1187-299	TEL 029-864-1212 防災TEL 8-769-8400 FAX 029-864-8135 防災FAX 8-769-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
茨城県西部メディカルセンター	〒308-0813 筑西市大塚555番地	TEL 0296-24-9111 防災TEL 8-715-8400 FAX 0296-24-9171 防災FAX 8-715-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
医療法人達生堂 城西病院	〒307-0001 結城市結城10745-24	TEL 0296-33-2111 防災TEL 8-778-8400 FAX 0296-32-1937 防災FAX 8-778-8450	◎DMAT指定医療機関
古河赤十字病院	〒306-0014 古河市下山1150	TEL 0280-23-7111 防災TEL 8-716-8400 FAX 0280-23-7120 防災FAX 8-716-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関
茨城西南医療センター病院	〒306-0433 猿島郡境町2190	TEL 0280-87-8111 防災TEL 8-717-8400 FAX 0280-86-7702 防災FAX 8-717-8450	☆災害拠点病院 ◎DMAT指定医療機関

※ 防災電話・FAX番号は県庁から発信する場合の番号。出先等から発信する場合は番号が異なるので注意
（「茨城県防災電話番号簿」参照）

(様式1号)

災害対策員名簿（ローテーション）

課（所）名：

区分	災害対策要員			交代要員		
	所属グループ	役職	氏名	所属グループ	役職	氏名
災害対策本部員						
非常体制第1動員 (職員の1/5)						
非常体制第1動員 (職員の1/3)						
非常体制第1動員 (職員の1/2)						

※1/5・1/3・1/2動員勤務態勢にスムーズに対応できるよう行を追加して作成してください。

職員参集状況、建物・設備被害状況 報告書

※ 出先機関にあつては主管課あてに報告すること。
 本庁各課にあつては管下出先機関分とともに保健政策課あてに報告すること。
 (FAX:029-301-3139)

報告日時	令和 年 月 日 時 分			
報告者	所属名			
	職・氏名			
所属職員数		人		

1 職員の安否確認 (時 分現在)

安全確認者数	負傷者数	未確認者数	計	備考
人	人	人	人	

2 職員の参集状況 (時 分現在)

所属内の参集者数	他所属の参集者数	参集者合計	現所属参集困難者数	うち他所属への参集者	備考
				人	
人	人	人	人	人	

3 庁舎等の被害状況 (出先機関のみ記入)

(1) 建物

被害の程度	無	1/4程度	半壊	3/4程度	全壊
使用の可否		可・否	可・否	可・否	可・否

(2) 設備・備品等

被害を受けた設備・備品等の名称	使用可否
	可・否

4 必要な措置・支援

(1) 緊急的に必要な措置・支援

(2) その他必要な措置・支援

5 その他報告事項

受信日時	月 日 時 分	受信者		確認者	
------	---------	-----	--	-----	--

(様式2号)

災害 応急対策用 地震防災 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 茨城県公安委員会殿 申請者 機関等の所在地 (住所) 機関等の名称 氏名 (電話) (印)		災害 第 号 応急対策用 地震防災 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 茨城県公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号			
輸送人員 (定員) 又は品名			
使用者	住所		
	氏名		
業務の内容, 用途		1 救助救護 4 災害予知 7 人員輸送 10 飲料 13 広報啓発 2 応急避難 5 災害復旧 8 避難生活 11 医療医薬 14 その他 3 捜索 6 施設点検 9 調査研究 12 混乱防止 ()	
確認 時 記載	通行日時	月 日 ~ 月 日	
	通行経路	出発地	目的地
備考			
(注) この事前届出書は2部作成して, 当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上, 車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部 (交通規制課) に提出してください。		(注) 1 大規模地震対策特別措置法, 災害対策基本法, 原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには, この届出済証を最寄りの警察本部, 警察署, 交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し, 滅失し, 汚損し, 破損した場合は, 警察本部 (交通規制課) に届け出て, 再交付を受けてください。 3 次に該当するときは, 本届出済証を返還してください。 なお, 廃車等により届出に係る車両が変更するときは, 車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部 (交通規制課) に再申請をしてください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他, 緊急通行車両等としての必要なくなったとき。	

(様式 4 号)

登録(車両)番号

○ ○ ○

災害時応急対策車両

No.

有効期限 年 月 日

30 cm

40 cm

- 備考1 色彩は「○○○」の文字を黄色、「災害時応急対策車両」の文字を青色、「登録(車両)番号」、「管理者」、「No.」、「有効期限 年 月 日」の文字を黒色、登録(車両)番号、通し番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を赤色とする。
- 2 「○○○」としている部分は発行者名(県庁各部局庁、市町村、指定(地方)公共機関等)に置き換えて作成する。
- 3 裏面を磁石等により車両に貼りつけが可能な形態とする。

(様式5号)

第 号		令和 年 月 日
災害時緊急給油票		〇〇〇〇長 印
給油期限 ※		令和 年 月 日までの間
優先給油を認める車両等	登録(車両)番号	
	メーカー	
	車名	
車両の使用者	所属名	
	所在地	
	連絡先	
	氏名	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては輸 送人員又は品名)		
発行者氏名	所属	
	氏名	
	電話番号	
備考		

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

※ 有効期限は3日を限度とする。

◆医療機関被害状況等報告書(第 報)

医療機関名(TEL)	()	記録者氏名()	所属()	記録日	年 月 日
------------	-----	----------	-------	-----	-------

1 人の被害 (□有(以下のとおり) □無)

・入院患者	・外来患者	・職員	・その他()
死亡 名	死亡 名	死亡 名	死亡 名
負傷 名	負傷 名	負傷 名	負傷 名

2 施設・設備等の被害 (□全壊 □半壊 □一部損壊 □損傷なし)

(1) 損壊等による施設・設備の使用の可否

・病室	・診察室	・手術室	・レントゲン室	・検査室	・人工透析施設	・分娩施設	・給食設備
□可	□可	□可	□可	□可	□可	□可	□可
□一部不可	□一部不可	□一部不可	□一部不可	□一部不可	□一部不可	□一部不可	□一部不可
□否	□否	□否	□否	□否	□否	□否	□否
・消防設備	・自家発電装置	・水道設備	・空調設備	・エレベーター	・その他()		
□可	□可	□可	□可	□可	□可		
□一部不可	□一部不可	□一部不可	□一部不可	□一部不可	□一部不可		
□否	□否	□否	□否	□否	□否		

(2) 医療機器等使用の可否

・単純X線装置	・CTスキャン	・MRI	・血管連続撮影装置	・人工透析装置	・その他
□可	□可	□可	□可	□可	□可
□否	□否	□否	□否	□否	□否

3 医療従事者の出務状況

・医師	・歯科医師	・看護師	・薬剤師	・臨床検査技師	・診療放射線技師	・その他コ・メディカル	・事務職員
名	名	名	名	名	名	名	名
(不足 名)	(不足 名)	(不足 名)	(不足 名)				

4 診療状況 (□通常どおり □一部診療中止(科) □診療不能 □診療再開(科))

(1) 診療の可否

・一般外来	・入院	・救急	・手術	・人工透析	・分娩
□可	□可	□可	□可	□可	□可
□一部不可	□一部不可	□一部不可	□一部不可	□一部不可	□一部不可
□否	□否	□否	□否	□否	□否

(2) 診療不能又は機能低下の原因

□施設・設備の損壊	*一部診療中止、診療不能の場合
□医療機器の破損	□ガスの供給不能
□電気の供給不能	□医薬品・医療材料の不足
□上水道の供給不能	□医療従事者の不足
	□その他()

(3) 他院への患者転送の要否 (□要 □否) *一部診療中止、診療不能の場合

・入院患者(一般)	・入院患者(精神)	・透析患者	・妊産婦
名	名	名	名

(4) 他院からの患者受入れの可否 (□可 □否) *診療可能の場合

・入院患者(一般)	・入院患者(精神)	・透析患者	・妊産婦
名	名	名	名

5 医薬品・物資等の不足状況 *不足がある場合

(1) 医薬品等 種類、数量()

(2) 燃料 種類、数量()

(3) 食糧 種類、数量()

(4) 水 数量()

(5) その他物資 種類、数量()

6 在宅療養中の患者 (□有 □無)

(1) 在宅療養中の患者数 *在宅療養中の患者がいる場合

・人工呼吸	・在宅酸素	・経管栄養	・経静脈栄養	・CAPD	・その他()
名	名	名	名	名	名

(2) 入院による対応の要否 (□要 □否) *在宅療養中の患者がいる場合

人数 名

7 その他特記事項

※ 該当する□を塗りつぶし、人数、数量、その他を記入してください。

(様式9-1号)

医薬品等製造所被害状況報告書

令和 年 月 日

製造所名 _____

記録者：所属 _____

氏名 _____

連絡先：電話 _____

1 被災の有無

2 有の場合、製造出荷への影響

- 1) 製造、出荷ができなくなった品目及び原因
- 2) 製造所内の在庫状況（市場流通が可能な時期はいつまでか）
- 3) 復旧の見込み（市場流通ができなくなる時期はどれくらいか）
- 4) その他（国内シェアや予想される影響の範囲、代替品など）

(様式9-2号)

医薬品広域卸売販売業者（血液センターを含む）被害状況報告書

令和 年 月 日

製造所名 _____

記録者：所属 _____

氏名 _____

連絡先：電話 _____

1 医薬品流通の可否と否の場合の理由

2 復旧の見込み（市場流通ができなくなる期間はどのくらいか）

3 その他（予想される影響の範囲）

(様式10号)

毒物劇物の漏洩・流出状況報告書

令和 年 月 日

営業所名 _____

報告者 _____

連絡先 _____

発生日時

毒物・劇物の別

毒物・劇物の名称

事項の概要

被害の状況

(様式11号) 報告先：茨城県青少年家庭課

(児童育成G：TEL029-301-3247 FAX029-301-2189 e-mail jifukul@pref.ibaraki.lg.jp)

(青少年・母子福祉G：TEL029-301-3258 FAX029-301-2189 e-mail jifukul@pref.ibaraki.lg.jp)

児童養護施設等被災状況報告書

施設名	所在地	担当者	
		TEL	
1 人的被害の状況			
① 死亡	(入所者 名) (職員 名)		
② 重傷	(入所者 名) (職員 名)	(負傷の状況)	
③ 軽傷	(入所者 名) (職員 名)	(負傷の状況)	
④ 被害なし			
2 施設の被害状況			
(1) 火災	(① 全焼 ② 半焼 ③ 一部焼失 ④ 被害なし)		
(2) 水害	(① 床上浸水 ② 床下浸水 ③ 被害なし)		
(3) その他	(① 全壊 ② 半壊 ③ 一部損壊 ④ 被害なし)		
3 避難の要否			
① 屋外避難中	(名)		
② 避難準備中	(名)		
③ 避難の必要なし			
4 施設の運営継続の可否			
① 通常どおり可能			
② 運営不可	(運営再開時期 (見込))		
5 ライフラインの状況			
(1) 食料	(① なし ② 備蓄有り ③ 通常どおり)		
(2) 水	(① なし ② 備蓄有り ③ 通常どおり)		
(3) 電気	(① 停電 ② 自家発電 ③ 通常どおり)		
(4) 燃料	(① なし ② 備蓄有り ③ 通常どおり)		
6 職員等の充足状況 (里親の場合は記載不要)			
① 充足			
② 不足	(名)		
7 その他連絡事項			

(様式12号)

報告先：茨城県青少年家庭課

(TEL029-301-3247 FAX029-301-2189 e-mail jifukul@pref.ibaraki.lg.jp)

虐待ホットライン被災状況報告書

担当者名 _____ (TEL _____)

1	人的被害の状況				
	① 死亡 (職員	名)			
	② 重傷 (職員	名)	(負傷の状況)
	③ 軽傷 (職員	名)	(負傷の状況)
	④ 被害なし				
2	施設の被害状況				
	(1) 火災 (① 全焼	② 半焼	③ 一部焼失	④ 被害なし)
	(2) 水害 (① 床上浸水		② 床下浸水	③ 被害なし)
	(3) その他 (① 全壊	② 半壊	③ 一部損壊	④ 被害なし)
3	避難の要否				
	① 屋外避難中 (名)		
	② 避難準備中 (名)		
	③ 避難の必要なし				
4	ホットライン運営継続の可否				
	① 通常どおり可能				
	② 運営不可 (運営再開時期 (見込))
5	ライフラインの状況				
	(1) 食料 (① なし	② 備蓄有り	③ 通常どおり)
	(2) 水 (① なし	② 備蓄有り	③ 通常どおり)
	(3) 電気 (① 停電	② 自家発電	③ 通常どおり)
	(4) 燃料 (① なし	② 備蓄有り	③ 通常どおり)
6	職員等の充足状況				
	① 充足				
	② 不足 (名)		
7	その他連絡事項				

(様式13号)

高齢者入所施設被災状況調

施設名	所在地	担当者	
		TEL	
1 人的被害の状況			
① 死亡 (入所者	名)	(職員	名)
② 重傷 (入所者	名)	(職員	名)
③ 軽傷 (入所者	名)	(職員	名)
④ 被害なし			
2 施設の被害状況			
(1) 火災 (① 全焼	② 半焼	③ 一部焼失 ④ 被害なし)
(2) 水害 (① 床上浸水	② 床下浸水	③ 被害なし)
(3) その他 (① 全壊	② 半壊	③ 一部損壊 ④ 被害なし)
3 避難の要否			
① 屋外避難中 (名)		
② 避難準備中 (名)		
③ 避難の必要なし			
4 ライフラインの状況			
(1) 食料 (① なし	② 備蓄有り	③ 通常どおり)
(2) 水 (① なし	② 備蓄有り	③ 通常どおり)
(3) 電気 (① 停電	② 自家発電	③ 通常どおり)
(4) 燃料 (① なし	② 備蓄有り	③ 通常どおり)
5 介護職員等の充足状況			
① 充足			
② 不足 (名)		

(様式14号)

障害者施設被災状況調

施設名		所在地		担当者	
				TEL	
令和 年 月 日					
1 人的被害の状況					
① 死亡 (入所者 名) (職員 名)					
② 重傷 (入所者 名) (職員 名)					
③ 軽傷 (入所者 名) (職員 名)					
④ 被害なし					
2 施設の被害状況					
(1) 火災 (① 全焼 ② 半焼 ③ 一部焼失 ④ 被害なし)					
(2) 水害 (① 床上浸水 ② 床下浸水 ③ 被害なし)					
(3) その他 (① 全壊 ② 半壊 ③ 一部損壊 ④ 被害なし)					
3 避難の要否					
① 屋外避難中 (名)					
② 避難準備中 (名)					
③ 避難の必要なし					
4 ライフラインの状況					
(1) 食料 (① なし ② 備蓄有り ③ 通常どおり)					
(2) 水 (① なし ② 備蓄有り ③ 通常どおり)					
(3) 電気 (① 停電 ② 自家発電 ③ 通常どおり)					
(4) 燃料 (① なし ② 備蓄有り ③ 通常どおり)					
5 介護職員等の充足状況					
① 充足					
② 不足 (名)					

(様式15号)

茨城県保健福祉部福祉政策課 宛

(FAX 029-301-6200)

報告者： _____

避難行動要支援者被害状況等一覧 (月 日 時現在)

市町村名 (担当者、連絡先)	市町村 課					
	[担当者名]	[連絡先]				
1 避難行動要支援者のうち安否確認済人数	避難行動要支援者名簿登録人数					
	うち安否確認済人数					
2 避難行動要支援者の入所避難所名(住所、連絡先)	避難所名	住 所	連 絡 先			
3 避難所における避難行動要支援者数	区分					計
	人数					
※高齢者、障害者等の内訳も記入のこと						
4 福祉避難所への移動者数	区分					計
	人数					
※高齢者、障害者等の内訳も記入のこと						
5 開設した福祉避難所名(住所、連絡先)	福祉避難所名	住 所	連 絡 先			
6 各福祉避難所における避難者名簿	※任意の様式を添付して報告 (高齢者、障害者の内訳も記入のこと)					
7 各福祉避難所開設期間見込み(いつまで開設するか)	福祉避難所名	開設期間見込み				

(様式16号)

在宅難病患者避難行動要支援者名簿

()保健所

年 月 日現在

番号	管轄保健所	病名	氏名	住所 電話番号	生年月日 年齢	性別	介護者 (続柄)	障害手帳	介護保険	ADL	医療処置				専門医療機関		かかりつけ医		緊急時の 入院機関 連絡先	訪問看護 ステーション 連絡先	在宅介護 支援事業所 連絡先	市町村 名簿への登録 の有無	個別避難 計画策定の 有無	医療機器 メーカー名 連絡先	停電時の電力供給源 と対応時間	備考	
								有無 レベル	有無 レベル	自立 一部介助 全介助	人工 呼吸器	気管 切開	経管 栄養	その他	機関名 連絡先	外来 往診 なし	機関名 連絡先	外来 往診 なし									
例	●●	筋萎縮性側索硬化症	山田 太郎	●●市1234-5 012-345-6789	10.1.1 84歳	男	妻 (花子)	1級	要介護5	全介助	有	有	有	無	●●病院 123-456-7890	往診	●●医院 000-111-2222	往診	●●病院 123-456-7890	▲▲▲ 333-444- 55555	■●■ 666-777-8888	有	有	●●● 001-122- 3344	バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他() 9時間 6時間 5時間 時間 時間 時間		
1																										バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他() 時間 時間 時間	
2																										バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他() 時間 時間 時間	
3																										バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他() 時間 時間 時間	
4																										バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他() 時間 時間 時間	
5																										バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他() 時間 時間 時間	
6																										バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他() 時間 時間 時間	
7																										バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他() 時間 時間 時間	
8																										バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他() 時間 時間 時間	
9																										バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他() 時間 時間 時間	
10																										バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他() 時間 時間 時間	

番号	管轄保健所	病名	氏名	住所 電話番号	生年月日 年齢	性別	介護者 (続柄)	障害手帳	介護保険	ADL	医療処置				専門医療機関		かかりつけ医		緊急時の 入院機関 連絡先	訪問看護 ステーション 連絡先	在宅介護 支援事業所 連絡先	市町村 名簿へ の登録 の有無	個別避 難計画 策定の 有無	医療機器 メーカー 名 連絡先	停電時の電力供給源 と対応時間	備考	
								有無 レベル	有無 レベル	自立 一部介助 全介助	人工呼 吸器	気管切 開	経管栄 養	その他	機関名 連絡先	外來 往診 なし	機関名 連絡先	外來 往診 なし									
11																									バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他()	時間 時間 時間	
12																									バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他()	時間 時間 時間	
13																									バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他()	時間 時間 時間	
14																									バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他()	時間 時間 時間	
15																									バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他()	時間 時間 時間	
16																									バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他()	時間 時間 時間	
17																									バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他()	時間 時間 時間	
18																									バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他()	時間 時間 時間	
19																									バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他()	時間 時間 時間	
20																									バッテリー 自家発電機 シガーソケット その他()	時間 時間 時間	

在宅難病患者避難行動要支援者安否確認報告書

()保健所
報告者()

番号	氏名	住所	年齢	性別	病名	安否確認		負傷の有無	家屋の被害、今後のリスク等	停電の有無	災害時の患者情報		特記事項(今後の方針)
						日時	方法				在宅療養継続 (自家発電機からの電力供給 ・ シガーソケット(車)からの電力供給 ・ その他)	バッテリーを含めた総対応時間	
例	山田太郎	〇〇市 〇〇△-△	62	男	ALS	〇月〇日 △時	訪問 電話 関係機関からの情報提供 (訪問看護ステーション)	有 (本人、介護者、その他) 状況() 無	有 状況() 無	有 ・ 無	在宅療養継続 (自家発電機からの電力供給 ・ シガーソケット(車)からの電力供給 ・ その他) 入院 (令和 年 月 日から <入院医療機関>) その他()	8時間	〇〇病院への入院を調整中。
1							訪問 電話 関係機関からの情報提供 ()	有 (本人、介護者、その他) 状況() 無	有 状況() 無	有 ・ 無	在宅療養継続 (自家発電機からの電力供給 ・ シガーソケット(車)からの電力供給 ・ その他) 入院 (令和 年 月 日から <入院医療機関>) その他()	時間	
2							訪問 電話 関係機関からの情報提供 ()	有 (本人、介護者、その他) 状況() 無	有 状況() 無	有 ・ 無	在宅療養継続 (自家発電機からの電力供給 ・ シガーソケット(車)からの電力供給 ・ その他) 入院 (令和 年 月 日から <入院医療機関>) その他()	時間	
3							訪問 電話 関係機関からの情報提供 ()	有 (本人、介護者、その他) 状況() 無	有 状況() 無	有 ・ 無	在宅療養継続 (自家発電機からの電力供給 ・ シガーソケット(車)からの電力供給 ・ その他) 入院 (令和 年 月 日から <入院医療機関>) その他()	時間	
4							訪問 電話 関係機関からの情報提供 ()	有 (本人、介護者、その他) 状況() 無	有 状況() 無	有 ・ 無	在宅療養継続 (自家発電機からの電力供給 ・ シガーソケット(車)からの電力供給 ・ その他) 入院 (令和 年 月 日から <入院医療機関>) その他()	時間	
5							訪問 電話 関係機関からの情報提供 ()	有 (本人、介護者、その他) 状況() 無	有 状況() 無	有 ・ 無	在宅療養継続 (自家発電機からの電力供給 ・ シガーソケット(車)からの電力供給 ・ その他) 入院 (令和 年 月 日から <入院医療機関>) その他()	時間	
6							訪問 電話 関係機関からの情報提供 ()	有 (本人、介護者、その他) 状況() 無	有 状況() 無	有 ・ 無	在宅療養継続 (自家発電機からの電力供給 ・ シガーソケット(車)からの電力供給 ・ その他) 入院 (令和 年 月 日から <入院医療機関>) その他()	時間	
7							訪問 電話 関係機関からの情報提供 ()	有 (本人、介護者、その他) 状況() 無	有 状況() 無	有 ・ 無	在宅療養継続 (自家発電機からの電力供給 ・ シガーソケット(車)からの電力供給 ・ その他) 入院 (令和 年 月 日から <入院医療機関>) その他()	時間	
8							訪問 電話 関係機関からの情報提供 ()	有 (本人、介護者、その他) 状況() 無	有 状況() 無	有 ・ 無	在宅療養継続 (自家発電機からの電力供給 ・ シガーソケット(車)からの電力供給 ・ その他) 入院 (令和 年 月 日から <入院医療機関>) その他()	時間	
9							訪問 電話 関係機関からの情報提供 ()	有 (本人、介護者、その他) 状況() 無	有 状況() 無	有 ・ 無	在宅療養継続 (自家発電機からの電力供給 ・ シガーソケット(車)からの電力供給 ・ その他) 入院 (令和 年 月 日から <入院医療機関>) その他()	時間	
10							訪問 電話 関係機関からの情報提供 ()	有 (本人、介護者、その他) 状況() 無	有 状況() 無	有 ・ 無	在宅療養継続 (自家発電機からの電力供給 ・ シガーソケット(車)からの電力供給 ・ その他) 入院 (令和 年 月 日から <入院医療機関>) その他()	時間	

報告日時 第 報 月 日 時 分

安否確認対象者総数 名

安否確認終了者数 名

(様式19)

被災市町村⇒管轄保健所⇒県(健康推進課)

茨城県 保健所 → 保健医療部健康推進課 行

(防災FAX 8- - 8450)

(防災FAX 8-100-3239)

(FAX - -)

(FAX 029-301-3239)

市町村名		【基礎情報】		人数
所属・職		稼働保健師総数		
担当者氏名		内訳	本部	
電話番号			避難所	
FAX番号			在宅支援	
要請日時	令和 年 月 日 時 分		連絡・調整	

災害時保健活動保健師等応援・派遣要請(県内調整用)

【応援(予定)状況】

※ 県内全体の被災状況により、調整を行います。

事項	内容
派遣要請期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
派遣要請人数 (総数)	派遣保健師数 人 派遣管理栄養士数 人
活動場所	<input type="checkbox"/> 避難所 (数: 箇所) *第2報として様式1の別紙を送付 <input type="checkbox"/> 地域(在宅被災者) <input type="checkbox"/> 仮設住宅 <input type="checkbox"/> その他()
業務内容	<input type="checkbox"/> 避難所等における被災者の健康管理 <input type="checkbox"/> 在宅被災者の健康調査、健康管理 <input type="checkbox"/> 仮設住宅入居者の健康調査・健康管理 <input type="checkbox"/> 被災地保健活動の統計・資料作成 <input type="checkbox"/> 被災市町保健活動業務(通常業務) <input type="checkbox"/> 被災地保健活動の企画調整業務 <input type="checkbox"/> 被災者の栄養指導(<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 在宅被災者 <input type="checkbox"/> 仮設住宅入居者) <input type="checkbox"/> 特殊食品の管理・配布・使用方法指導 <input type="checkbox"/> 避難所の栄養調査関連業務 <input type="checkbox"/> その他()
活動体制	<input type="checkbox"/> 24時間体制(避難所等に宿泊) <input type="checkbox"/> 夜間の活動 <input type="checkbox"/> 長時間の勤務 <input type="checkbox"/> 日中活動が中心 <input type="checkbox"/> その他()
備考	

(様式23号)

防疫措置の必要な地域、場所、施設等の被災状況報告書

報告保健所					報告者職氏名		
報告年月日	令和	年	月	日	午前・午後	時	分現在の状況
種別	地域	場所	施設	避難所	その他()		
住所							
施設名							
代表者名					電話番号		
被災状況	死亡者数_____名		負傷者数_____名		その他_____名		
	全壊(家屋_____戸)		半壊(家屋_____戸)				
ライフライン	電気(復旧・停電)		水道(復旧・断水)		ガス(復旧・遮断)		
道路・交通							
医療体制	感染症指定医療機関の状況						
	その他の医療機関の状況						
備蓄品	ガウン_____枚		マスク_____枚				
	消毒薬(薬剤:_____本数:_____本、		薬剤:_____本数:_____本)				
避難状況	避難所数_____ヶ所		避難者数_____名				
	避難所スタッフ数_____名(内訳_____)						
	医療スタッフ数 常駐_____名(内訳_____)						
	巡回_____名(内訳_____)						
	食事_____回数(_____/日)						
	主な食事内容:_____						
	炊き出し	有	無	自衛隊の支援	有	無	
	清掃状態	良	普通	不良(理由:_____)			
	換気状態	良	普通	不良(理由:_____)			
	ゴミの処理状況	適	不良(理由:_____)				
	トイレ_____箇所	清掃状態	良	不良(理由:_____)			
	手洗い_____箇所	消毒	有(薬剤:_____)	無			
健康課題	症状	発生日時	発生場所	患者数	環境状態	その他	
	嘔吐						
	下痢						
	頭痛						
	発熱						
	咳						
	咽頭痛						
	破傷風						
	髄膜炎						
	創傷感染症						
	疥癬						
	その他						

汚染された場所の消毒	無	有 (場所： 消毒薬：)
ねずみ族昆虫等の駆除	無	有 (対象物： 場所： 駆除方法：)
物件にかかる措置	無	有 (対象物： 場所： 消毒、廃棄方法：)
死体の移動制限	無	有 (火葬：有 無 火葬するまでの時間)
生活用水の使用制限	無	有 (場所： 制限期間：)
建物に係る措置	無	有 (場所： 制限期間：)
交通の制限及び遮断	無	有 (場所： 制限期間：)
備蓄品の供給の必要性	無	有 (必要物品： 必要数：) (必要物品： 必要数：) (必要物品： 必要数：)
感染症予防対策の啓発	無	有 啓発内容： 啓発媒体：ポスター リーフレット 放送 広報車 啓発内容： 啓発媒体：ポスター リーフレット 放送 広報車 啓発内容： 啓発媒体：ポスター リーフレット 放送 広報車
サーベイランスの必要性	無	有 開始時期： サーベイランス内容：
感染症発生状況	無	有 ※感染症事務マニュアルの「Ⅲ 感染症発生時の対応」を参考積極的に疫学調査を実施する
検査の必要性	無	有
課 題		
対 応 策		
特記すべき事項		
次回状況報告予定	無	有 日 時： 担当者：

(様式24号)

救護施設被災状況調

施設名		所在地		担当者名	
				電話番号	
令和 年 月 日					
1 人的被害の状況					
① 死亡 (入所者 名) (職員 名)					
② 重傷 (入所者 名) (職員 名)					
③ 軽傷 (入所者 名) (職員 名)					
④ 被害なし					
2 施設の被害状況					
(1) 火災 (① 全焼 ② 半焼 ③ 一部焼失 ④ 被害なし)					
(2) 水害 (① 床上浸水 ② 床下浸水 ③ 被害なし)					
(3) その他 (① 全壊 ② 半壊 ③ 一部損壊 ④ 被害なし)					
3 避難の要否					
① 屋外避難中 (名)					
② 避難準備中 (名)					
③ 避難の必要なし					
4 ライフラインの状況					
(1) 食料 : ①なし ②備蓄あり ③通常どおり					
(2) 水 : ①なし ②備蓄あり ③通常どおり					
(3) 電気 : ①停電 ②自家発電 ③通常どおり					
(4) 燃料 : ①なし ②備蓄あり ③通常どおり					
5 介護職員等の充足状況					
① 充足					
② 不足 (名)					

(様式25-1)

I 透析医療機関の状況調

保健所名 _____ 保健所
連絡先 _____
担当者名 _____

※この用紙(I)は、全保健所記載の上送信してください

※「1. 医薬品等の調達依頼」が「あり」の場合は、「II 医薬品等依頼内容詳細」を添付

1. 医薬品等の調達依頼 あり なし (いずれかに○)

(「あり」の場合) 医療機関数 ()件

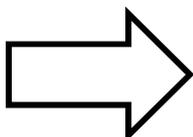
→「あり」の場合 「II 医薬品等依頼内容詳細」添付

2. 水不足状況 あり なし (いずれかに○)

(「あり」の場合) 医療機関数 ()件

→「あり」の場合 「III 水詳細」添付

3. その他被害状況



送信先:健康推進課 透析医療機関担当
防災FAX 8-100-3239

(様式25-2)

Ⅱ 透析医薬品等依頼内容詳細

※1医療機関につき1枚作成のこと

保健所名 _____ 保健所
連絡先 _____
担当者名 _____

1. 医薬品等の調達依頼のあった透析医療機関

医療機関名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

担当者 _____

2. 医薬品等詳細

① 透析液

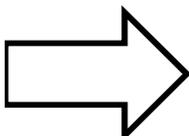
メーカー			
商品名			
型式番号			
数量			

② ダイアライザー

メーカー			
商品名			
型式番号			
数量			

③ その他医薬品

種別			
メーカー			
商品名			
型式番号			
数量			



送信先:健康推進課 透析医療機関担当

(様式25-3)

Ⅲ 水不足状況内容詳細

※1医療機関につき1枚作成のこと

保健所名 _____ 保健所
連絡先 _____
担当者名 _____

1. 水不足のあった透析医療機関

医療機関名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

担当者 _____

2 要請市町村水道担当課の名称

--

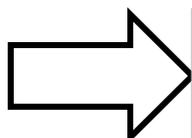
3. 供給要請量

	リットル
--	------

4. 供給時期等の見込み

※ 記載例: ○月○日に○リットル供給見込み、調整中で時期未定 等

--



送信先: 健康推進課 透析医療機関担当
防災FAX 8-100-3239

生活状況申請書 兼 市町村への情報提供の同意書 (新規・変更)

生活状況申請書 (該当する欄に記載及び☐を入れてください)

フリガナ			性別	男 ・ 女	
氏名			生年月日	平成 令和	年 月 日 (歳)
緊急時連絡先	氏名: (続柄) 携帯:	障害者手帳の有無	<input type="checkbox"/> ① あり (級) <input type="checkbox"/> ② なし		
療養状況	療養場所 (現在の状況を記載)	日常生活状況	医療状況		
	<input type="checkbox"/> ① 在宅	<input type="checkbox"/> ① 自立	<input type="checkbox"/> ① 人工呼吸器管理	<input type="checkbox"/> ④ 吸引器使用	
	<input type="checkbox"/> ② 一時入院中	<input type="checkbox"/> ② 一部介助	<input type="checkbox"/> ② 気管切開管理	<input type="checkbox"/> ⑤ 人工透析、腹膜透析	
	<input type="checkbox"/> ③ 長期入院中	<input type="checkbox"/> ③ 全介助	<input type="checkbox"/> ③ 在宅酸素療法	<input type="checkbox"/> ⑥ 悪性新生物の濃厚な治療	
	<input type="checkbox"/> ③ 施設入所中	(移動手段)			
↓「①在宅」にチェックした方のみ記載して下さい。			↓在宅で医療機器を使用している方のみ記載して下さい。		
訪問看護	訪問看護の有無		停電への対応	バッテリーの有無	
	<input type="checkbox"/> ① あり (週 ・ 月 回) <input type="checkbox"/> ② なし			<input type="checkbox"/> ① あり <input type="checkbox"/> ② 準備していない <input type="checkbox"/> ③ 必要なし	
	利用している訪問看護ステーション			自家発電の有無	
	名称: TEL:			<input type="checkbox"/> ① あり <input type="checkbox"/> ② 準備していない <input type="checkbox"/> ③ 必要なし	
		※東京電力への事前登録		<input type="checkbox"/> ① 登録している <input type="checkbox"/> ② 登録していない <input type="checkbox"/> ③ 必要なし	
		※別紙「在宅医療機器をご使用のみなさまへ」をご確認ください。			
災害等緊急時の対応	1 市町村の要援護者名簿に登録している。	<input type="checkbox"/> ① あり <input type="checkbox"/> ② なし			
	2 災害等緊急時にサポートしてもらえる支援体制がある。(例:訪問看護、緊急時の受け入れ病院など)	<input type="checkbox"/> ① あり <small>①の内容・具体例</small> <input type="checkbox"/> ② なし			

※災害時に不安なこと、心配なことがある場合は裏面の記載欄にご記入ください

お住まいの市町村への情報提供に関する同意書

小児慢性特定疾病医療費支給の申請書及び生活情報提供書(上記)の個人情報について、災害発生時の避難の支援、安否の確認など必要な支援を受けやすくすることを目的として、居住する市町村に情報提供することに同意します。

※同意によって、居住する市町村の災害時支援対策に反映されることにより災害時に支援を受ける可能性は高まりますが、必ずなされることを保証するものではありません。

- 同意します
 同意しません

令和 年 月 日

申請者(保護者)

☑

(自署又は押印)

※市町村への情報提供の同意の意思については、変更の申し出がない限り、自動継続とします。

災害時に不安なこと、心配に思っていることなどについてご記入ください

(特記事項)※保健所担当者記載

